



改正労働安全衛生法
 平成18年4月1日、施行。
 2006 5

安全センター情報

改正労働安全衛生法
 平成18年4月1日、施行。

労働安全衛生法の改正は、労働者、事業者、関係機関の安全と健康の確保をより一層推進するため、労働安全衛生法が改正されました。改正労働安全衛生法を現在実施中の法令との関係についての関係者への説明が改正されました。多岐にわたる改正法のポイントを中心とまとめたもので、それぞれの事業場に関わっている関係者の努力が期待されます。改正労働安全衛生法が施行されることにより、労働安全衛生法の改正による影響が、労働安全衛生法に及ぼす影響が改正されました。改正労働安全衛生法を現在実施中の法令との関係についての関係者への説明が改正されました。多岐にわたる改正法のポイントを中心とまとめたもので、それぞれの事業場に関わっている関係者の努力が期待されます。改正労働安全衛生法が施行されることにより、労働安全衛生法の改正による影響が、労働安全衛生法に及ぼす影響が改正されました。

- 改正労働安全衛生法 11のポイント
- 1 長時間労働者への医師による面接指導の実施
 - 2 特殊健康診断結果の調査及び免除
 - 3 特殊性・有害性等に対する計画の見直し
 - 4 認定事業者に対する要件の強化
 - 5 安全管理者による作業の注文等による改善
 - 6 安全衛生管理規程の作業の注文等による改善
 - 7 化学物質の表示・文書交付制度の改正
 - 8 化学物質の表示・文書交付制度の改正
 - 9 化学物質の表示・文書交付制度の改正
 - 10 化学物質の表示・文書交付制度の改正
 - 11 化学物質の表示・文書交付制度の改正

厚生労働省・労働安全衛生センター
 労働安全衛生センター

安全センター情報2006年5月号 通巻第328号
 2006年3月15日発行 毎月1回15日発行
 1979年12月28日第三種郵便物認可

改正労働安全衛生法読本

写真：厚生労働省作成のパンフレット

情報公開推進局

019984

行政文書の公開を通じて、厚生労働行政の透明性と労働生活環境の向上をめざす

■更新日 4月7日

労災職業病相談フリーダイヤル 『0120 労災ネット』

全国どこからでも
ーにつながります。

0120-631-202

あなたのお近くの地域センタ



行政手引き販売店サイトを作りました！ こちらから

開示文書 >>

情報公開請求により入手した一般に公開されていない行政文書を、項目別に掲載します。

認定基準 >>

業務上疾病(職業病)の労災認定基準通達と関係資料、参考サイトなどを掲載しています。

資料箱 >>

主要通達の日付順一覧や統計、公開された資料、その他の資料・情報を掲載しています。

掲載文書販売中！
印刷OK

メルマガ発行中！
サイト新着情報



Google™

Google 検索

- WWWを検索
- 当サイト内を検索

上のサイト内検索が不調なら
⇒ [こちら](#) で検索

リンク

サイトマップ

メルマガ

開示請求支援

銀布について

ご意見と要望

新着情報

- ・ **New** 平成17年度 業務運営に係る重点化ガイドラインについて を 労基行政方針・評価のページに掲載(4/7)
- ・ **New** 登録教習機関等の登録に対する登録免許税の課税について (ほかを) 安衛一般手引のページに掲載(4/7)
- ・ **New** 「局所排気装置の定期自主検査指針の一部を改正する指針」等の周知等について (ほかを) 設備作業基準のページに掲載(4/7)
- ・ **New** 「合板、集成材及び繊維板等の職域内ホルムアルデヒドに係る労働衛生対策マニュアル」平成15年3月 目次まで を 化学物質等のページに掲載(4/7)
- ・ **New** 労災保険審査請求事務取扱手引 平成17年4月 目次 を 労災一般手引のページに掲載(4/7)
- ・ **New** 労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について を 障害認定基準のページに示せよ
→ 行情590号 / 行情591号
- ・ 《問題提起》労働保険審査会裁決書の一部不開示について(12/22)
厚生労働省が情報公開審査会へ提出した理由説明書 (7/3)

このサイトについて

- ▶ 趣旨
- ▶ 利用案内
- ▶ 免責事項
- ▶ 法による表示

毎日チェック!

- 厚労省 新着情報
- 今日の官報
- 官邸 新着情報
- 環境省 新着情報

医療関係者向け
(50余枚の症例写真
CD-ROM付)

Copyright(C) 2003-2006 JOSHRC All rights reserved.

全国労働安全衛生センター連絡会議 <http://www.jca.axapc.org/joshrc/>

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3636-3882/FX(03)3636-3881

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881

E-mail joshrc@jca.apc.org HOMEPAGE <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

情報公開推進局ホームページ

<http://www.joshrc.org/~open/>

改正労働安全衛生法読本

2005年11月2日に公布された労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号〔2005年12月号36頁参照〕）が、2006年4月1日から施行されている（下記の⑤は2006年10月1日から、⑨は2006年12月1日から施行され、①は常時50人未満の労働者を使用する事業場については2008年4月1日から適用される）。厚生労働省によれば、今回の改正労働安全衛生法のポイントは、以下の11点である。

① 長時間労働者への医師による面接指導の実施	2
② 特殊健康診断結果の労働者への通知	4
③ 危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施	5
④ 認定事業者に対する計画届の免除	6
⑤ 安全管理者の資格要件の見直し	7
⑥ 安全衛生管理体制の強化	8
⑦ 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施	9
⑧ 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付	10
⑨ 化学物質等の表示・文書交付制度の改善	11
⑩ 有害物ばく露作業報告の創設	11
⑪ 免許・技能講習制度の見直し	12

改正法施行日までに、整備政令、改正省令、多数の関係告示・公示及び通達等が示されており、膨大な量になっている。厚生労働省は、そのホームページ上に「労働安全衛生法の改正について」の特設ページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/index.html>）を設けて、これらの情報を提供しているが、施行日をすぎてもすべての文書の掲載が間に合っていない状況である。

本号では、厚生労働省が作成した「改正労働安全衛生法～平成18年4月1日、施行～」による上記11ポイントの解説に、適宜法令の条文や施行通達の関連部分を加えて紹介するとともに、業種・規模等を問わずに重要と考えられる以下の指針の全文及び施行通達等を紹介する。

① 労働安全衛生マネジメントシステム指針	13
② リスクアセスメント(危険性又は有害性の調査等に関する)指針	20
③ 化学物質リスクアセスメント指針	40
④ 過重労働による健康障害防止のための総合対策	54
⑤ メンタルヘルスクア(労働者の心の健康の保持増進のための)指針	59

基本的に、この一冊で、今回の改正労働安全衛生法の重要なポイントはすべておさえられるように心がけ、また、主要な指針については本文と解説をわかりやすく一覧できるようにした。本書が、改正労働安全衛生法の理解と活用の一助となれば幸いである。

なお、労働安全衛生法改正に至る経過と改正内容の評価・分析については、2005年4月号の特集記事を参考にしていきたい。



① 長時間労働者への医師による面接指導の実施

※平成18年4月1日施行（法第66条の8、第66条の9、第104条）

■対象—全ての事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場は平成20年4月から適用）

■事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければなりません。（ただし、1か月以内に面接指導を受けた労働者等で、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除きます。）

●上記の時間に該当するか否かの算定は、毎月1回以上、基準日を定めて行ってください。

●医師は、労働者の勤務の状況、疲労の蓄積の状況その他心身の状況（メンタルヘルス面も含みます。）について確認し、労働者本人に必要な指導を行います。

●事業者は、面接指導を実施した労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければなりません。

●事業者は、医師の意見を勘案して、必要があるとき認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じるほか、医師の意見の衛生委員会等への報告その他の適切な措置を講じなければなりません。

■事業者は、次の①または②に該当する労働者にも、面接指導を実施する、又は面接指導に準

ずる措置を講じるよう努めなければなりません。

① 長時間の労働（週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合）により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者（申出を受けて実施）

② 事業場で定める基準に該当する労働者～事業場で定める基準の例～

・週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超えた労働者及び2～6か月間の平均で1月当たり80時間を超えた労働者全てに面接指導を実施する

・週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた全ての労働者に、面接指導を実施する

・週40時間を超える労働が1月当たり45時間を超えた労働者で産業医が必要であると認めた者には、面接指導を実施する

・週40時間を超える労働が1月当たり45時間を超えた労働者に係る作業環境、労働時間等の情報を産業医に提出し、事業者が産業医から助言指導を受ける

■面接指導の事務に従事した者には、その実施に関して守秘義務が課せられます。

※ 労働者本人による自己診断のための「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」[<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/06/h0630-1.html>]を厚生労働省ホームページで公開していますので、ご活用ください。

■過重労働による健康障害防止のための総合対策（基発第0317008号）→54頁参照

■長時間労働者への面接指導チェックリスト（医師用）/長時間労働者への面接指導マニュアル（医師用）→<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/kanren-pamph.html>

面接指導マニュアル（医師用）の目次

I 面接指導の担当者、場所および対象者

II 面接指導の対象疾病と目的

III 面接の進め方—情報の把握から評価判定および意見書の具申まで

A 事業者（人事労務担当者）からの情報

B 本人からの情報

1 業務の過重性ストレス/2 労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリストの結果/3 うつ病等の一次スクリーニング

C 医師による面接調査指導および事業者への意見の具申

1 疲労ストレス蓄積状況票の質問調査と採点/2 面接によるうつ病等の可能性の評価と受診の要否の判断/3 診察検査所見/4 医師による医学的判断のまとめ/5 評価と判定/6 対象者に対する保健上、生活上および医学上の具体的指導/7 事業者に対する事後措置に係る意見の具申/8 医師、産業保健スタッフによるフォロー/9 外部機関への依頼/10 面接指導を実施するに当たり配慮した事項/11 その他

【改正法令施行通達(基発第0224003号)抜粋】

(費用負担)

- ・面接指導の費用については、法で事業者に対面接指導の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものであること。
- ・面接指導を受けるのに要した時間に係る賃金の支払いについては、当然には事業者の負担すべきものではなく、労使協議して定めるべきものであるが、労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、面接指導を受けるのに要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいこと。
- ・派遣労働者に対する面接指導については、派遣元事業主に実施義務が課せられるものであること。なお、派遣労働者の労働時間については、実際の派遣就業した日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第42条第3項に基づき派遣先が派遣元事業主に通知することとなっており、面接指導が適正に行われるためには派遣先及び派遣元の連携が

不可欠であること。

(労働時間の算定)

「休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間」(以下「時間外・休日労働時間」という。)について、1月当たりの時間外・休日労働時間の算定は、次の式により行うこと。

$$\begin{aligned} & \text{1か月の総労働時間数(労働時間数+} \\ & \text{延長時間数+休日労働時間数)} \\ & - (\text{計算期間(1か月間)の総暦日数}/7) \times 40 \end{aligned}$$

この算定方法は、特例措置対象事業場(週44時間労働制)、変形労働時間制やフレックスタイム制を採用している事業場についても同様であること。

(面接指導の実施体制)

必要な労働者に対し、確実に面接指導を実施することができるよう、月100時間を超える時間外・休日労働をさせた事業場又はそのおそれのある事業場等においては、

- ① 労働者が自己の労働時間数を確認できる仕組みの整備
- ② 申出様式の作成、申出窓口の設定など申出手続を行うための体制の整備
- ③ 労働者に対する体制の周知を図ること。

なお、これらについては、衛生委員会等において調査審議すること。この調査審議の際には、申出を行うことによる不利益な取扱いが行われることがないようにすることなど、申出がしやすい環境となるよう配慮すること。

(家族等からの相談・情報)

家族や職場の周囲の者が労働者の不調に気付くことも少なくないことから、プライバシーの保護に留意しつつ、事業者は、家族や周囲の者から相談・情報を受けた場合に、必要に応じて当該労働者に面接指導を受けるように働きかけるなどの仕組みを整備することが望ましいこと。

改正労働安全衛生法11のポイント

健康診断実施後の措置等(法第66条の5)

長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策やメンタルヘルス対策等の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進を図るための対策については、衛生委員会等(衛生委員会及び安全衛生委員会をいう。以下同じ。)において必要に応じて労働者の健康の状況を掌握し、これを踏まえて調査審議することが有効と考えられることから、健康診断実施後の措置の例として、医師等の意見の衛生委員会等への報告を追加したこと。

また、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成4年法律第90号)第7条の労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善を図るための措置その他労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議し、事業主に対し意見を述べることを目的とする委員会であり、同委員会に対して健康診断結果に基づく医師の意見を報告することは、労働者の健康に配慮した労働時間等の設定の改善に有効と考えられることから、健康診断実施後の措置の例として、医師等の意見の労働時間等設定改善委員会への報告を追加したこと。

なお、衛生委員会等又は労働時間等設定改善委員会への医師等の意見の報告に当たっては、医師等からの意見は個人が特定できないように集約加工するなど労働者のプライバシーに適正な配慮を行うことが必要であること。

健康診断等に関する秘密の保持(法第104条)

面接指導制度が新たに設けられたことから、面接指導の実施に従事した者の秘密保持義務を定めたものであること。

面接指導に関する実務を行うに当たっては、労働者の健康情報は、平成16年10月29日付け基発第1029009号「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」(以下「健康情報留意事項通達」という。[2005年1・2月号51頁参照])に基づき、特に適正な取扱いが確保されるべきものであることに留意すること。

健康診断事後措置指針の改正

平成18年3月31日付け公示により平成8年健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針第1号を一部改正。



② 特殊健康診断結果の労働者への通知

※平成18年4月1日施行(法第66条の6)

■対象—特殊健康診断の実施義務がある全ての事業場

【改正法令施行通達(基発第0224003号)抜粋】

- ・従来から健康診断結果の通知が義務付けられている定期健康診断等に加えて、特殊健康診断等についてもその結果の通知を義務づけたこと。
- ・通知は、総合判定結果だけではなく、各健康診断の項目ごとの結果も通知する必要があること。
- ・通知の方法としては、健康診断を実施した医師、健康診断機関等から報告された個人用の

■一般健康診断に加え、特殊健康診断の結果についても、労働者本人への結果の通知が義務となりました。

結果報告書を各労働者に配布する方法、健康診断個人票のうち必要な部分の写しを各労働者に示す方法等があること。

- ・今回の改正により新たに通知の対象となる健康診断は、法の施行の日(以下「施行日」という。)以降に行われたものであること。
- ・通知した旨の事実は、記録しておくことが望ましいこと。



③ 危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施

※平成18年4月1日施行(法第28条の2)

■対象—安全管理者を選任しなければならない業種の事業場(規模にかかわらず対象となります)。

なお、化学物質等で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのある物に係る調査は全ての事業場が対象です(改正前の法第58条と同一です)。

■職場における労働災害発生の芽(リスク)を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)を行い、その結果に基づき、必要な措置を実施するよう努めなければなりません(努力義務)。

■リスクアセスメントの実施時期は、次の①～④です。

- ① 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
- ② 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更

するとき。

③ 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。

④ その他危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

■厚生労働省では、危険性・有害性等の調査及び必要な措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を公表することとしています。

■職長等の教育事項に、危険性・有害性等の調査等に関する事項が追加されました。(安衛則第40条)

(注)安全管理者を選任しなければならない業種—林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

■労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針→13頁参照

■危険性又は有害性等の調査等に関する指針→20頁参照

■化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針→40頁参照

■機械の包括的な安全基準に関する指針→2001年8月号9頁参照

■改正労働安全衛生法第28条の2
(事業者の行うべき調査等)

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定に

よる措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2 厚生労働大臣は、前条第1項及び第3項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。



④ 認定事業者に対する計画届の免除

※平成18年4月1日施行(法第88条)

■対象—労働安全衛生法第88条第1項又は第2項の計画の届出を行う事業場

■③の危険性・有害性等の調査を含め、労働安全衛生マネジメントシステムを実施している事業場は、次の①～③を満たしていることについて労働基準監督署長の認定を受けることにより、計画の届出が免除されます。

- ① 労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していると認められること。
- ② 労働災害の発生率が業種平均を下回っていること。
- ③ 申請の日前1年間に死亡災害等の重大な労働災害が発生していないこと。

■特定機械等の落成検査、変更検査等は免除されません。

■認定は3年間有効です。申請に必要な書類等の詳細は労働基準監督署にお問い合わせください。

(注) 労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて次の(1)～(4)に掲げる活動を自主的に行うものです。(安衛則第24条の2)

- (1) 安全衛生に関する方針の表明
- (2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- (3) 安全衛生に関する目標の設定
- (4) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

厚生労働省では「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を定め、公表しています。

【改正法令施行通達(基発第0224003号)抜粋】

(自主的活動の促進のための指針)

厚生労働大臣が定める事業者が行う自主的活動を促進するための指針に定める内容を具体的に明らかにしたこと。(「労働安全衛生規則」第24条の2)

■改正労働安全衛生規則24条の2

厚生労働大臣は、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う次に掲げる自主的活動を促進するため必要な指針を公表することができる。

- 一 安全衛生に関する方針の表明
- 二 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 三 安全衛生に関する目標の設定
- 四 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

■労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針→13頁参照

■改正労働安全衛生規則関係条文

第87条の2 認定の単位/第87条の3 欠格事項/第87条の4 認定の基準/第87条の5 認定の申請/第87条の6 認定の更新/第87条の7 実施状況等の報告/第87条の8 措置の停止/第87条の9 認定の取消し/第87条の10 建設業の特例

■労働安全衛生法第88条に基づく計画届の免除認定制度の運用について(基安発第0310001号)→<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/ka060310001.pdf>

■労働安全衛生法第88条に基づく計画届の免除認定申請書の記載例について(3月10日付け安全課事務連絡)→<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/j060310.pdf>

(次頁別掲は、「労働安全衛生規則第87条の措置を適切に実施していると評価されたことを証する書面及び評価結果」の記載例の一部)



労働安全衛生規則第87条に基づく措置に関する評価結果の概要（一般用）【記載例】

指針該当条文	評価項目 ☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。	判定	判断材料となった書類の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、ヒアリング日時等	判断理由
○安全衛生方針の表明(第5条第1項関係)	1. 事業者が安全衛生方針を文書（電子媒体の形式でも可。以下同じ。）により定めているか。 2. 安全衛生方針を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。 *周知方法には、例えば、以下のものがあればよいこと。 (1) 安全衛生方針を口頭、文書、電子メール等により伝達すること。 (2) 文書の掲示、イントラネットでの掲示等により、安全衛生方針をいつでも閲覧可能な状態にしておくこと。	適	○工場OSHMS管理規程	第1章第1節「○○工場安全衛生方針」(▲頁) ①平成18年6月15日実施 ②平成18年度第1回安全衛生委員会議事録(4月10日開催分) ③社内報「××通信(平成18年4月号)」 ④請負契約を締結する際の契約書の添付書類(構内協力会社12社との契約書に添付) ⑤事務所受付、全ての工場建屋に掲示(6月15日現在)	左記により文書にて安全衛生方針が定められていることが確認できた。 ①工場長に対するヒアリングにより、労働者及び主な関係請負人(オブザーバー参加)に対しては毎年4月に開催される安全衛生委員会において周知していることが確認できた。 ②①のヒアリングにて確認した安全衛生委員会における周知について、委員会議事録により確認できた。 ③主要な請負人以外の関係者であって、「○○工場OSHMS管理規程」にて周知対象となっている者については、文書により通知されていることが確認できた。 ④事業場内の見やすい場所に安全衛生方針が掲示されていることを確認。
(第2項関係)	1. 安全衛生方針に次の事項が含まれているか。 (1) 労働災害の防止を図ること。 (2) 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。 (3) 労働安全衛生関係法令、事業場において定めた安全衛生に関する規程(以下「事業場安全衛生規程」という。)等を遵守すること。 (4) 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること。	— 適 適 適	— ○工場OSHMS管理規程 ○工場OSHMS管理規程 ○工場OSHMS管理規程	— 第1章第1節「○○工場安全衛生方針」(▲頁) 第1章第1節「○○工場安全衛生方針」(▲頁) 第1章第1節「○○工場安全衛生方針」(▲頁) 第1章第1節「○○工場安全衛生方針」(▲頁)	「職場の安全衛生水準の向上、安全、健康で快適な職場を実現するため」との記載があることを確認。 「職員の皆様も一致協力して私と一緒に取り組んでいただきたい」との記載があることを確認。 「お互い安全衛生に関する法令及び当社規程を遵守し」との記載があることを確認。 「このたび確立した労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施運用することにより、効果的に安全衛生活動を推進し、継続的な改善を図ることとしました」との記載があることを確認。
○労働者の意	1. 安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実	適	○工場OSHMS		

⑤ 安全管理者の資格要件の見直し

※平成18年10月1日施行(安衛則第5条)

- 対象一安全管理者を選任しなければならない事業場
- 平成18年10月1日から、安全管理者は、厚生労働大臣が定める研修(危険性・有害性等の調査に関する事項を含み計9時間)を受けた者の中から選任しなければなりません。

- 平成18年10月1日において安全管理者として選任された経験が2年未満の方も、同日以降に安全管理者として選任されるためには、上記の研修を受ける必要があります。
- 実務経験年数の要件は、これにより短縮されません。

【改正法令施行通達(基発第0224003号)抜粋】

(1) 安全管理者の資格の見直し(第5条関係)

安全管理者とその職務を的確に遂行する実務能力を担保するため、厚生労働大臣の定める研修を修了した者であることを安全管理者の資格要件に追加したこと。この資格要件は、労働安全コンサルタント及び改正省令附則第2条に該当する者を除き、既に選任されている者についても課されるものであること。

併せて、必要となる産業安全の実務に従事した

経験年数を、大学卒業(理科系統)では3年から2年に、高校卒業(理科系統)では5年から4年に、それぞれ短縮したこと。

(2) 経過措置(改正省令附則第2条関係)

ア 改正省令附則第2条に該当する者

改正省令附則第2条は、安全管理者として選任され、その職務を行った経験年数が平成18年10月1日までに通算2年以上である者については、安全管理者として一定期間職務を行うことにより産業安全に関する一定の知識を得ていると認められること

改正労働安全衛生法11のポイント

から、安衛則第5条第1号の研修を修了していない場合であっても、法第11条第1項の厚生労働省令で定める資格を有する者（安全管理者として選任することができる者）とすることとしたものであること。

期間の計算の方法については、具体的には次によること。

- ① 一の事業場において安全管理者であった者については、安全管理者として選任され、かつ、選任報告が提出された者が該当すること。よって、平成18年10月1日まで継続して安全管理者である者については、選任日が平成16年10月1日以前であるとして選任報告が提出された者が該当すること。
- ② 複数の事業場において、又は同一事業場において2回以上安全管理者に選任された期間は、通算できること。
- ③ ①②いずれの場合も、安全衛生推進者としての期間は含まないこと。

イ 留意事項

事業者は、改正省令附則第2条に該当する者

を安全管理者として選任する場合であっても、法第10条第1項各号の業務の安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であって、厚生労働大臣が定めるものを修了させることが望ましいこと。

また、改正省令附則第2条は、経過措置として平成18年10月1日前に従事していた事業場での安全管理者としての活動を継続して認めるという趣旨であることから、同条に該当する者であっても、平成18年10月1日に経験を有したことのある事業場と安全の態様が大きく異なる事業場の安全管理者として選任しようとする場合には、当該研修を修了させるよう特に努める必要があること。

- 自社の労働者以外の者を衛生管理者等に選任することについて（基発第0331004号）→69頁参照
- 分社化に伴い分割された事業場における安全管理者等の兼務について（基発第0331005号）→70頁参照

⑥ 安全衛生管理体制の強化

※平成18年4月1日施行（安衛則第21条～第23条）

- 対象—総括安全衛生管理者、安全委員会、衛生委員会等の選任又は設置義務がある事業場
- 次の事項〔次頁表参照〕が、それぞれ追加にな

ります。

- 事業者は、安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会の開催の都度、遅滞なく、その議事の概要を労働者に周知しなければなりません。

■改正労働安全衛生規則第3条の2

（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）

- 一 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- 二 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- 三 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること

【改正法令施行通達（基発第0224003号）抜粋】

（長時間労働による労働者の健康障害防止対策

に関することに含まれるもの）

- ① 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止対策の実施計画の策定等に関すること
- ② 面接指導等の実施方法及び実施体制に関すること
- ③ 第52条の3第1項及び第52条の8第3項に規定する労働者の申出が適切に行われるための環境整備に関すること
- ④ 面接指導等の申出を行ったことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われることが

追加となる事項	総括安全衛生管理者 が統括管理する業務	安全委員会の 調査審議事項	衛生委員会の 調査審議事項
安全衛生に関する方針の表明に関すること	○	—	—
危険性・有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	○	○(安全部分)	○(衛生部分)
安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること	○	○(安全部分)	○(衛生部分)
長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること	—	—	○
労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること	—	—	○

※安全衛生委員会は、安全委員会と衛生委員会を併せたものとなります。

ないようにするための対策に関すること

- ⑤ 第52条の8第2項第2号に規定する事業場で定める必要な措置に係る基準の策定に関すること
- ⑥ 事業場における長時間労働による健康障害の防止対策の労働者への周知に関すること

(労働者の精神的健康の保持増進確保対策に関することに含まれるもの)

- ① 事業場におけるメンタルヘルス対策の実施計画の策定等に関すること
- ② 事業場におけるメンタルヘルス対策の実施体制の整備に関すること
- ③ 労働者の精神的健康の状況を事業者が把握したことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われるようなことがないようにするための対策に関すること
- ④ 労働者の精神的健康の状況に係る健康情報の保護に関すること
- ⑤ 事業場におけるメンタルヘルス対策の労働者

への周知に関すること

(産業医の職務(第14条第1項関係))

従来の労働者の健康障害の防止と健康保持を図るための産業医としての専門的な立場からの職務内容に、医師による面接指導等に関する事項を追加したものであること。

■改正労働安全衛生規則第3条の2

(委員会の議事録概要の周知)

事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

- 一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を労働者に交付すること。
- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

⑦ 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施

※平成18年4月1日施行(法第30条の2)

■対象業種—製造業

■製造業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われ

改正労働安全衛生法11のポイント

ることによって生ずる労働災害の防止のため、次の措置を講じなければなりません。

- ① 随時、元方事業者と関係請負人、また関係請負人相互間の連絡・調整を行うこと。
- ② クレーン等の運転等についての合図の統一、事故現場等を表示する標識の統一、有機

溶剤等の容器の集積箇所の統一、エックス線装置に電力が供給されている場合等における警報の統一と、これらについての関係請負人への周知

※建設業、造船業の元方事業者が講じなければならない措置の範囲は、現行どおりです。

【改正法令施行通達(基発第0224003号)抜粋】

(作業間の連絡・調整)

「作業間の連絡及び調整」とは、混在作業による労働災害を防止するために、次に掲げる一連の事項の実施等により行うものであること。

- ① 各関係請負人が行う作業についての段取りの把握
- ② 混在作業による労働災害を防止するための段取りの調整

- ③ ②の調整を行った後における当該段取りの各関係請負人への指示

■改正労働安全衛生規則関係条文

第643条の2 作業間の連絡及び調整/第643条の3 クレーン等の運転についての合図の統一/第643条の4 事故現場の標識の統一等/第643条の5 有機溶剤等の容器の集積箇所の統一/第643条の6 警報の統一等/第643条の7 法第30条の2第1項の元方事業者の指名

⑧ 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付

※平成18年4月1日施行(法第31条の2)

- 対象設備—化学設備及び特定化学設備並びにこれらの附属設備(※配管を含む)
- 対象となる作業—対象設備の改造、修理、清掃等の作業で、当該設備を分解するもの又は当該設備の内部に立ち入るもの
- 対象となる作業を請負人に発注する注文者は、次の事項を記載した文書等を作成し、その請負人に交付しなければなりません。

記載事項

- ① その設備で製造・取り扱うものの危険性及び有害性
- ② 当該作業において注意すべき安全・衛生に関する事項
- ③ 当該作業について講じた安全・衛生を確保するための措置
- ④ 流出等の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

【改正法令施行通達(基発第0224003号)抜粋】

(清掃等の作業)

「清掃等」の「等」には、塗装、解体及び内部検査が含まれること。

(文書の交付等)

- ・「危険性及び有害性」には、化学物質等安全データシート(MSDS)又は書籍、学術論文等か

ら抜粋した当該化学物質の危険有害性情報があること。

- ・「当該仕事の作業において注意すべき安全又は衛生に関する事項」には、各作業ごとに記載した安全及び衛生に配慮した作業方法、発注者の直接の指示を必要とする作業の実施方法、作業場所の周囲における設備の稼働状況等の具体的な安全又は衛生に関する連絡事項があること。

・「当該仕事の作業について講じた安全又は衛生を確保するための措置」には、発注者が講じた動力源の遮断、バルブ・コックの閉止、設備内部の化学物質等の排出措置等があること。

・「当該物の流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置」には、関係者への連絡、火災発生時における初期消火の実施、被災者に対する救護措置等があること。

⑨ 化学物質等の表示・文書交付制度の改善

※平成18年12月1日施行(法第57条、第57条の2)

- 対象一政令で定める危険物・有害物を譲渡・提供する者
- 化学物質の有害性のみを対象とした表示・文書交付制度から、引火性等の危険性も対象として

追加された表示・文書交付制度となります。

- 対象物を容器・包装に入れて、譲渡・提供する場合の表示事項に、絵表示などが追加されます。(対象となる物質、絵表示等の詳細は、平成18年夏に決定の予定です。)

【改正法令施行通達(基発第0224003号)抜粋】

国際的には、平成15年に、人の健康確保の強化等を目的に、化学物質の危険有害性を、引火性、発がん性等の約30項目に分類した上で、危険有害性の程度等に応じてどくろ、炎等の標章を付すこと、取扱上の注意事項等を記載した文書(化学物質等安全データシート(MSDS))を作成・交付すること等を内容とする「化学品の分類及び表示

に関する世界調和システム(GHS)」が、国際連合から勧告として公表されたところである。

これらを踏まえ、法に基づく容器等への表示・MSDSの交付について、現在対象としている有害性のみならず、危険性をも対象とするとともに、その表示内容等についても標章を導入するなど、前記勧告と整合するよう改正を行ったものであること。

⑩ 有害物ばく露作業報告の創設

※平成18年4月1日施行(安衛則第95条の6)

- 対象一別に厚生労働大臣が告示する化学物質等を一定量以上取り扱う事業者

- 対象事業者は、所定の様式による報告書を提出しなければなりません。対象物質、提出期日等は別途告示されます。

■平成18年2月16日厚生労働省告示第25号「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等を定める件」→<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/060216-25a.pdf>

[k060315001.pdf](#)

■労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の適用について(基発第0315001号)→<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/>

■有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について(基安発第0322001号)→<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/ka060322001.pdf>

■対象化学物質

- ① エピクロロヒドリン
- ② 塩化ベンジル
- ③ 1,3-ブタジエン

改正労働安全衛生法11のポイント

④ ホルムアルデヒド

⑤ 硫酸ジエチル

■対象事業場等

- (1) 事業者は、その年の前年4月1日からその年の3月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象化学物質の量がそれぞれ500kg以上になったときは、有害物ばく露作業報告書の提出を行わなければならないこと。なお、当該事業場において製造し、又は取り扱った対象化学物質の量がそれぞれ500kg以上になった場合であっても、対象化学物質のガス、蒸気又は粉じんにはばく露する作業が全くない場合には有害物ばく露作業報告書の提出の必要はないこと。
- (2) 有害物ばく露作業報告書の提出は、対象化学物質を重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う場合における当該製剤その他の物に含有される対象化学物質の量が500kg以上となったときにも必要となるものであること。

と。なお、複数の対象化学物質の製造又は取扱いの作業を行っている場合においては、対象化学物質ごとにそれぞれ500kg以上となったとき、有害物ばく露作業報告書の提出が必要となること。

- (3) 告示第2条ただし書の「当該報告書に記載する事項が、過去に同条の規定により提出された報告書に記載された事項とおおむね同一であるとき〔「はこの限りではない」とされる〕とは、有害物ばく露作業報告書の記入欄の「用途」、「ばく露作業の種類」及び「換気設備の設置状況」に変化がなく、「ばく露作業報告対象物の量」、「ばく露作業従事労働者数」及び「ばく露作業への従事時間/月」に大きな変化がないときをいうものであること。なお、製造し、又は取り扱った対象化学物質の量が500kg未満であった事業場において、翌年度に500kg以上となるに至った場合には有害物ばく露作業報告書を提出する必要があること。

⑪ 免許・技能講習制度の見直し

■免許・技能講習制度が次のように変わります。

■平成18年3月31日までに現行の免許を取得して

いる方、技能講習を修了した方は、これまでどおり対象業務に従事することができます。

(現行)	→	(平成18年4月1日以降)
・クレーン運転士免許 ・デリック運転士 免許	→	クレーン・デリック運転士免許 ※クレーン、デリックとも運転できます。デリックの実技講習は廃止となります。 ※クレーンのみ運転できる限定免許を設けます。
・地山の掘削作業主任者技能講習 ・土止め支保工作業主任者技能講習	→	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」に統合
・ボイラー据付け工事作業主任者技能講習	→	技能講習を廃止。ボイラー据付け工事を行う場合は、必要な能力を有すると認められる者の中から、作業の指揮者を定めなければなりません。
・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ・特定化学物質等作業主任者技能講習	→	・「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」に統合 ・石綿を取り扱う作業については「石作業主任者技能講習」を分離・新設

表に記載のない免許、技能講習については、変更はありません。

労働安全衛生マネジメントシステム指針

施行通達：平成18年3月17日付け基発第0317007号「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について」

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号。以下「指針」という。[1999年8月号参照]）は、平成18年3月10日付け厚生労働省告示第113号により改正され、本年4月1日から適用することとされたところである。

については、下記事項に留意の上、労働安全衛生マネジメントシステムの普及に遺漏のないようにされたい。

なお、平成11年4月30日付け基発第293号[1999年8月号参照]は本通達をもって廃止する。

※以下の指針は、改正された後の全文を示し、改正部分に下線を付した。

労働安全衛生マネジメント指針	施行通達(基発第0317007号)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この指針は、事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、労働災害の防止を図るとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって事業場における安全衛生の水準の向上に資することを目的とする。</p> <p>第2条 この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき機械、設備、化学物質等による危険又は健</p>	<p>第1 指針改正の趣旨</p> <p>労働災害のさらなる減少を図るためには、個人の経験と能力のみに依存せず、危険性又は有害性を特定し、リスクの見積り及びリスクを低減させる措置を組織的かつ体系的に実施することが重要であり、このような取組を推進する仕組みである労働安全衛生マネジメントシステム（以下「システム」という。）の普及を図る必要がある。</p> <p>指針は、平成11年に制定され、自主的な安全衛生活動の促進に大きな役割を果たしてきたところであるが、労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）の改正を踏まえ、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月10日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号 [20頁参照]）と相まって、システムに従って行う措置の適切な実施を促進するために改正されたものである。</p> <p>第2 細部事項</p> <p>1 第2条関係</p> <p>指針は、事業者が講ずべき機械、設備、化学物</p>

労働安全衛生マネジメント指針	施行通達(基発第0317007号)
<p>康障害を防止するため事業者が講ずべき具体的な措置を定めるものではない。</p>	<p>質等についての具体的な措置を定めるものではなく、安全衛生管理に関する仕組みを示すものであること。</p>
<p>(定義)</p>	
<p>第3条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	
<p>一 <u>労働安全衛生マネジメントシステム</u> 事業場において、次に掲げる事項を体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みであって、生産管理等事業実施に係る管理と一体となって運用されるものをいう。</p>	
<p>イ <u>安全衛生に関する方針</u> (以下「安全衛生方針」という。)の表明</p>	
<p>ロ <u>危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置</u></p>	<p>2 第4条(適用)関係</p> <p>(1) 指針は、事業場を一の単位として実施することを基本とするが、建設業にあつては、有期事業の事業場ではシステムに従って行う措置を継続的に実施し、安全衛生水準を段階的に向上させることが困難であることから、店社及び当該店社が締結した契約の仕事を行う事業場を単位として実施することを基本としたこと。</p> <p>(2) 事業者は、指針を踏まえ、業種、業態、規模等に応じたシステムを定めることができること。</p>
<p>ハ <u>安全衛生に関する目標</u> (以下「安全衛生目標」という。)の設定</p>	
<p>ニ <u>安全衛生に関する計画</u> (以下「安全衛生計画」という。)の作成、実施、評価及び改善</p>	
<p>三 <u>システム監査</u> 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置が適切に実施されているかどうかについて、安全衛生計画の期間を考慮して事業者が行う調査及び評価をいう。</p>	
<p>(適用)</p>	
<p>第4条 <u>労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置は、事業場を一の単位として実施することを基本とする。ただし、建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場及び当該事業場において締結した請負契約に係る仕事を行う事業場を併せて一の単位として実施することを基本とする。</u></p>	<p>3 第5条(安全衛生方針の表明)関係</p> <p>(1) 労働災害防止のためには、事業者自らの安全衛生に対する姿勢を明確にすることが必要であることから、事業者が安全衛生方針を表明し、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させることを規定したものであること。第2項各号は、安全衛生方針に盛り込むことが必要な事項を定めたものであること。</p> <p>(2) 「労働者」には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第45条各項の規定により事業者が使用する労働者とみなされる派遣中の労働者(建設労働者の</p>
<p>(安全衛生方針の表明)</p>	
<p>第5条 事業者は、安全衛生方針を表明し、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させるものとする。</p>	

労働安全衛生マネジメント指針	施行通達(基発第0317007号)
<p>2 <u>安全衛生方針は、事業場における安全衛生水準の向上を図るための安全衛生に関する基本的考え方を示すものであり、次の事項を含むものとする。</u></p> <p>一 <u>労働災害の防止を図ること。</u></p> <p>二 <u>労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。</u></p> <p>三 <u>法又はこれに基づく命令、事業場において定めた安全衛生に関する規程（以下「事業場安全衛生規程」という。）等を遵守すること。</u></p> <p>四 <u>労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること。</u></p>	<p>雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第44条の規定により派遣労働者とみなされる送出労働者を含む。）を含むものであること。</p> <p>(3) 「周知」の方法には、例えば、次に掲げるものがあること。</p> <p>ア 安全衛生方針を口頭、文書、電子メール等により伝達すること。</p> <p>イ 文書の掲示若しくは備付け又は事業場内コンピュータネットワークでの掲示等により、安全衛生方針をいつでも閲覧可能な状態にしておくこと。</p>
<p>(労働者の意見の反映)</p>	<p>4 第6条(労働者の意見の反映)関係</p>
<p>第6条 <u>事業者は、安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、安全衛生委員会等（安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。以下同じ。）の活用等労働者の意見を反映する手順を定めるとともに、この手順に基づき、労働者の意見を反映するものとする。</u></p>	<p>「安全衛生委員会等の活用等」の「等」には、安全衛生委員会等の設置が義務付けられていない事業場における労働者の意見を聴くための場を設けることが含まれること。</p>
<p>(体制の整備)</p>	<p>5 第7条(体制の整備)関係</p>
<p>第7条 <u>事業者は、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する体制を整備するため、次の事項を行うものとする。</u></p> <p>一 <u>システム各級管理者（事業場においてその事業の実施を統括管理する者及び生産・製造部門、安全衛生部門等における部長、課長、係長、職長等の管理者又は監督者であって、労働安全衛生マネジメントシステムを担当するものをいう。以下同じ。）の役割、責任及び権限を定めるとともに、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させること。</u></p> <p>二 <u>システム各級管理者を指名すること。</u></p> <p>三 <u>労働安全衛生マネジメントシステムに係る人材及び予算を確保するよう努めること。</u></p> <p>四 <u>労働者に対して労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育を行うこと。</u></p> <p>五 <u>労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に当たり、安全衛生委員会等</u></p>	<p>(1) 第3号の「人材」については、事業場内に必要な知識又は技能を有する者が不足する場合には、外部のコンサルタント等の助力を得ることも差し支えないこと。</p> <p>(2) 第4号の「教育」は、システムの構築のための業務を行う者、危険性又は有害性等の調査を行う者、安全衛生計画の作成を行う者、システム監査を行う者等事業場の実情に応じ必要な者に対して実施すること。また、内容としては、システムの意義、システムを運用する上での遵守事項や留意事項、システム各級管理者の役割等があること。</p> <p>なお、教育の対象者、内容、実施時期、実施体制、講師等についてあらかじめ定めておくことが望ましいこと。</p> <p>(3) 事業者は、その関係請負人が労働者に対しシステムに関する教育を行う場合は、必要な指導及び援助を行うことが望ましいこと。</p>

労働安全衛生マネジメントシステム指針

労働安全衛生マネジメント指針	施行通達(基発第0317007号)
<p>を活用すること。</p> <p>(明文化)</p> <p><u>第8条</u> 事業者は、次の事項を文書により定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 安全衛生方針二 システム各級管理者の役割、責任及び権限三 安全衛生目標四 安全衛生計画五 第6条、次項、第10条、第13条、第15条第1項、第16条及び第17条第1項の規定に基づき定められた手順 <p>2 事業者は、前項の文書を管理する手順を定めるとともに、この手順に基づき、当該文書を管理するものとする。</p> <p>(記録)</p> <p><u>第9条</u> 事業者は、安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に関し必要な事項を記録するとともに、当該記録を保管するものとする。</p> <p>(危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定)</p> <p><u>第10条</u> 事業者は、法第28条の2第2項に基づく指針に従って危険性又は有害性等を調査する手順を定めるとともに、この手順に基づき、危険性又は有害性等を調査するものとする。</p> <p>2 事業者は、法又はこれに基づく命令、事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項及び前項の調査の結果に基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を決定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、実施する措置を決定するものとする。</p> <p>(安全衛生目標の設定)</p> <p><u>第11条</u> 事業者は、安全衛生方針に基づき、次に</p>	<p>6 第8条(明文化)関係</p> <p>(1) 本条は、システムに関係する労働者等への理解を深めるとともに、システムに関する知識を共有化することにより、システムに従った措置が組織的かつ継続的に実施されることを確保するため、安全衛生方針等を明文化することが必要であることから規定されたものであること。</p> <p>(2) 第1項第5号の「手順」とは、いつ、誰が、何を、どのようにするか等について定めるものであること。</p> <p>(3) 第2項の「文書を管理する」とは、文書を保管、改訂、廃棄等することをいうものであること。</p> <p>(4) 管理の対象となる「文書」は、電子媒体の形式でも差し支えないこと。</p> <p>7 第9条(記録)関係</p> <p>(1) 「安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等」の「等」には、特定された危険性又は有害性等の調査結果、教育の実施状況、労働災害、事故等の発生状況等があること。</p> <p>(2) 「記録」は、電子媒体の形式でも差し支えないこと。</p> <p>(3) 「記録」は、保管の期間をあらかじめ定めておくこと。</p> <p>8 第10条(危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定)関係</p> <p>第1項の「危険性又は有害性等の手順」の策定及び第2項の「労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置」の決定に当たっては、法第28条の2第2項の規定に基づく「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成18年3月10日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号[20頁参照])及び別途定められる予定である「化学物質等による労働者の危険及び健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」[40頁参照]並びに「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成13年6月1日付け基発第501号[2001年8月号参照])に従うこと。</p> <p>9 第11条(安全衛生目標の設定)関係</p>

掲げる事項を踏まえ、安全衛生目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかとするとともに、当該目標を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知するものとする。

- 一 前条第1項の規定による調査結果
- 二 過去の安全衛生目標の達成状況

(安全衛生計画の作成)

第12条 事業者は、安全衛生目標を達成するため、事業場における危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、一定の期間を限り、安全衛生計画を作成するものとする。

2 安全衛生計画は、安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定めるものであり、次の事項を含むものとする。

- 一 第10条第2項の規定により決定された措置の内容及び実施時期に関する事項
- 二 日常的な安全衛生活動の実施に関する事項
- 三 安全衛生教育の内容及び実施時期に関する事項
- 四 関係請負人に対する措置の内容及び実施時期に関する事項
- 五 安全衛生計画の期間に関する事項
- 六 安全衛生計画の見直しに関する事項

(安全衛生計画の実施等)

第13条 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するものとする。

2 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項について労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させる

「安全衛生目標」は、事業場としての目標を設定するほか、これを基にした関係部署ごとの目標も設定することが望ましいこと。また、目標は達成の度合いを客観的に評価できるよう、可能な限り数値で設定することが望ましいこと。

10 第12条(安全衛生計画の作成)関係

(1) 第1項の「結果等」の「等」には、過去における安全衛生計画の実施状況、安全衛生目標の達成状況、第15条の日常的な点検の結果、第16条の労働災害、事故等の原因の調査結果、第17条のシステム監査の結果があること。また、実施事項の担当部署、必要な予算等も含めて作成することが望ましいこと。

(2) 第2項第2号の「日常的な安全衛生活動」には、危険予知活動(KYT)、4S活動、ヒヤリ・ハット事例の収集及びこれに係る対策の実施、安全衛生改善提案活動、健康づくり活動等があること。

(3) 第2項第3号の「安全衛生教育」には、各種教育の実施時期及び各種教育のカリキュラムを規定すること。さらに、関係部署ごとの計画を作成することが望ましいこと。

(4) 第2項第4号は、元方事業者にあつては、関係請負人に対する措置に関する事項を安全衛生計画に含めることを規定したものであること。

(5) 第2項第5号の「期間」は、1年とするのが基本であるが、これに限るものでないこと。

(6) 第2項第6号の「安全衛生計画の見直し」については、機械、設備、化学物質等を新規に導入する場合等にあつては、危険性又は有害性等の調査の結果を踏まえ、必要に応じ見直しを行うことを定めるものであること。

11 第13条(安全衛生計画の実施等)関係

第1項の「手順」に定める事項には、安全衛生計画に基づく活動等を実施するに当たっての具体的内容の決定方法、経費の執行方法等があること。

12 第14条(緊急事態への対応)関係

「緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置」には、被害を最小限に食い止め、かつ、拡大を防止するための措置、各部署の役割

労働安全衛生マネジメントシステム指針

労働安全衛生マネジメント指針	施行通達(基発第0317007号)
<p>手順を定めるとともに、この手順に基づき、<u>安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項をこれらの者に周知させるものとする。</u></p>	<p>及び指揮命令系統の設定、避難訓練の実施等が含まれること。</p>
<p>(緊急事態への対応)</p>	<p>13 第15条(日常的な点検、改善等)関係</p>
<p>第14条 事業者は、あらかじめ、<u>労働災害発生の急迫した危険がある状態(以下「緊急事態」という。)</u>が生ずる可能性を評価し、緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めるとともに、これに基づき適切に対応するものとする。</p>	<p>第1項の「安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検」とは、安全衛生計画が着実に実施されているかどうか、安全衛生目標は着実に達成されつつあるかどうか等について点検を行うことをいい、点検により問題点が発見された場合は、その原因を調査する必要があること。なお、「日常的な点検」は、必ずしも毎日実施する必要はなく、計画期間中の節目節目で実施することとして差し支えないこと。</p>
<p>(日常的な点検、改善等)</p>	<p>14 第16条(労働災害発生原因の調査等)関係</p>
<p>第15条 事業者は、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するものとする。</p>	<p>(1) 「労働災害、事故等」の「等」には、ヒヤリ・ハット事例のうち必要なものがあること。</p>
<p>2 事業者は、次回の安全衛生計画を作成するに当たって、<u>前項の日常的な点検及び改善並びに次条の調査等の結果を反映するものとする。</u></p>	<p>(2) 「これらの原因の調査並びに問題点の把握」を実施するに当たっては、当該労働災害、事故等の直接の原因の解明にとどまることなく、当該事象を引き起こすに至った背景要因を総合的に勘案する必要があること。</p>
<p>(労働災害発生原因の調査等)</p>	<p>15 第17条(システム監査)関係</p>
<p>第16条 事業者は、労働災害、事故等が発生した場合におけるこれらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する手順を定めるとともに、<u>労働災害、事故等が発生した場合には、この手順に基づき、これらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施するものとする。</u></p>	<p>(1) 「システム監査」は、システムに従って行う措置が適切に実施されているかどうかについて、文書、記録等の調査、システム各級管理者との面談、作業場等の視察等により評価するものであること。</p>
<p>(システム監査)</p>	<p>(2) 「システム監査」の実施者は、必要な能力を有し、監査の対象となる部署に所属していない等、システム監査の実施に当たって公平かつ客観的な立場にある者であること。その限りにおいて、企業内部の者、企業外部の者のいずれが実施しても差し支えないこと。</p>
<p>第17条 事業者は、定期的なシステム監査の計画を作成し、<u>第5条から前条までに規定する事項についてシステム監査を適切に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、システム監査を適切に実施するものとする。</u></p>	<p>(3) 「システム監査」は、少なくとも1年に1回、定期的実施すること。また、安全衛生計画の期間中に少なくとも1回は実施すること。</p>
<p>2 事業者は、前項のシステム監査の結果、必要があると認めるときは、<u>労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施について改善を行うものとする。</u></p>	<p>(4) 第2項の「必要があると認めるとき」とは、システム監査結果報告に、改善の必要がある旨の記載がある場合をいうものであること。</p>
<p>(労働安全衛生マネジメントシステムの見直し)</p>	<p>16 第18条(労働安全衛生マネジメントシステム</p>

第18条 事業者は、前条第1項のシステム監査の結果を踏まえ、定期的に、労働安全衛生マネジメントシステムの妥当性及び有効性を確保するため、安全衛生方針の見直し、この指針に基づき定められた手順の見直し等労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しを行うものとする。

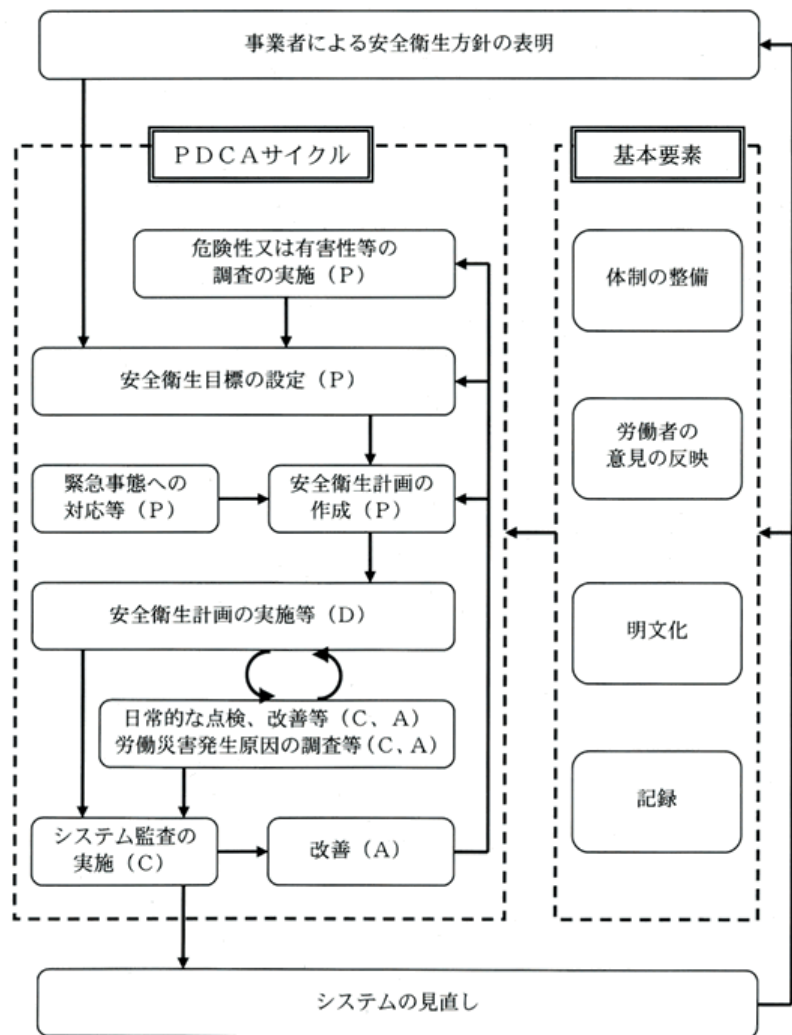


の見直し)関係

「労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直し」とは、事業場の安全衛生水準の向上の状況、社会情勢の変化等を考慮して、事業者自らがシステムの妥当性及び有効性を評価し、その結果を踏まえて必要な改善を実施することをい



(参考) 労働安全衛生マネジメントシステムの概要(流れ図)



リスクアセスメント指針

施行通達：平成18年3月10日付け第0310001号「危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条の2第2項の規定に基づき、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（以下「指針」という。）を作成し、その名称及び趣旨を、別添1のとおり平成18年3月10日付け官報に公示した〔危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号〕。については、別添2のとおり指針を送付するので、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の12において準用する第24条の規定により、都道府県労働局安全主務課において閲覧に供されたい。また、その趣旨、内容等について、下記事項に留意の上、事業者及び関係事業者団体等に対する周知等を図られたい。

危険性又は有害性等の調査等に関する指針	施行通達（基発第0310001号）
<p>1 趣旨等</p> <p>生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されていること等により、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難になっている。</p> <p>このような現状において、事業場の安全衛生水準の向上を図っていくため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第28条の2第1項において、労働安全衛生関係法令に規定される最低基準としての危害防止基準を遵守するだけでなく、事業者が自主的に個々の事業場の建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査（以下単に「調査」という。）を実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずることが事業者の努力義務として規定されたところである。</p> <p>本指針は、法第28条の2第2項の規定に基づき、当該措置が各事業場において適切かつ有効に実施されるよう、その基本的な考え方及び実施事項について定め、事業者による自主的な安全衛生活動への取組を促進することを目的とするものである。</p>	<p>1 趣旨等について</p> <p>(1) 指針の1は、本指針の趣旨を定めているほか、特定の危険性又は有害性の種類等に関する詳細指針の策定について規定したものであること。</p>

解説通達：平成18年3月20日付け基安安発第0320001号「『危険性又は有害性等の調査等に関する指針同解説』について」

標記について、別添のとおり作成したので、別途配布するリーフレットとともに、事業者に対する標記指針の周知に活用されたい。

危険性又は有害性等の調査等に関する指針 同解説(基安安発第0320001号)

1 趣旨等

- 1 指針は、平成17年12月に作成された、「労働安全衛生分野のリスクアセスメントに関する専門家検討会報告書」(座長:向殿政男明治大学教授)[1・2月号71頁参照]を踏まえて策定されたものである。
 - ・ 指針においては、「危険性又は有害性等の調査」という表現を採用しているが、これは、ILO等がいうリスクアセスメントと同義である。指針及び施行通達においては、「危険性又は有害性等の調査」を「調査」と、調査及びその結果に基づく措置の実施を「調査等」と表現している。解説においても同様の表現とするが、諸外国の動向等の説明における「リスクアセスメント」は、そのまま「リスクアセスメント」と標記する。
- 2 リスクアセスメントに関する諸外国の動向については、平成10年、英国安全衛生庁(HSE)において「リスクアセスメントのための5ステップ: Five steps to risk assessment」が発行され、平成11年には、行動準則(code of practice)である労働安全衛生管理規則(management of Health and Safety at Work Regulations 1999)において、リスクアセスメントが規定されている。行動準則は、それ自体は義務ではないが、それと同等なレベルの対策が実施されていないと法令違反を構成するという一種の行政解釈基準である。
- 3 米国においては、米国安全衛生庁(OSHA)が平成2年に労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドラインである「安全衛生プログラム管理ガイドライン: Safety and Health Program Management Guidelines」を発表し、その一環であるリスクアセスメントの手法として、「職場のハザードの分析: Job Hazard Analysis(JHA)」というリーフレットが発行されている。
- 4 ISOにおいては、平成11年に、主として機械類を製造する事業者向けに、「機械類の安全性-設計のための基本概念、一般原則: ISO12100-1, JIS B9700-1」、「機械類の安全性-リスクアセスメントの原則: ISO14121, JIS B9702」等を策定し、機械の設計段階におけるリスクアセスメントについて規定している。
- 5 日本においても、これら諸外国の動向を踏まえ、「化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」(平成12年公示第1号)のほか、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成13年6月1日付け基発第501号)を制定してきたところである。
- 6 指針は、これら諸外国の文献を調査した上で、それらとの整合性を極力図りつつ、過去の指針等を踏まえ、全ての業種、全ての規模の事業者に適用できるリスクアセスメントの基本指針として制定されたものである。
- 7 関連URL
 - (1) 労働安全衛生分野のリスクアセスメントに関する専門家検討会報告書
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/12/s1222-4.html>
 - (2) リスクアセスメントのための5ステップ: Five steps to risk assessment(英国安全衛生庁(HSE)(英文)
<http://www.hse.gov.uk/pubns/indg163.pdf>
 - (3) 職場のハザードの分析: Job Hazard Analysis(米国安全衛生庁:OSHA)(英文)
<http://www.osha.gov/Publications/osha3071.pdf>

リスクアセスメント指針

危険性又は有害性等の調査等に関する指針

また、本指針を踏まえ、特定の危険性又は有害性の種類等に関する詳細な指針が別途策定されるものとする。詳細な指針には、「化学物質等による労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」、機械安全に関して厚生労働省労働基準局長の定めるものが含まれる。

なお、本指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成11年労働省告示第53号）[13頁参照]に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定の具体的実施事項としても位置付けられるものである。

2 適用

本指針は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性（以下単に「危険性又は有害性」という。）であって、労働者の就業に係る全てのものを対象とする。

3 実施内容

事業者は、調査及びその結果に基づく措置（以下「調査等」という。）として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定
- (2) (1)により特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合（以下「リスク」という。）の見積り
- (3) (2)の見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置（以下「リスク低減措置」という。）内容の検討
- (4) (3)の優先度に対応したリスク低減措置の実施

4 実施体制等

- (1) 事業者は、次に掲げる体制で調査等を実施するものとする。
 - ア 総括安全衛生管理者等、事業の実施を統括管理する者（事業場トップ）に調査等の実施を統括管理させること。

施行通達（基発第0310001号）

(2) 「機械安全に関して厚生労働省労働基準局長の定めるもの」には、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成13年6月1日付け基発第501号）があること。[2001年8月号参照]

(3) 指針の「危険性又は有害性等の調査」は、ILO（国際労働機関）等において「リスクアセスメント（risk assessment）」等の用語で表現されているものであること。

2 適用について

- (1) 指針の2は、労働者の就業に係るすべての危険性又は有害性を対象とすることを規定したものであること。
- (2) 指針の2の「危険性又は有害性」とは、労働者に負傷又は疾病を生じさせる潜在的な根源であり、ISO（国際標準化機構）、ILO等においては「危険源」、「危険有害要因」、「ハザード（hazard）」等の用語で表現されているものであること。

3 実施内容について

- (1) 指針の3は、指針に基づき実施すべき事項の骨子を示したものであること。
- (2) 指針の3の「危険性又は有害性の特定」は、ISO等においては「危険源の同定（hazard identification）」等の用語で表現されているものであること。

4 実施体制等について

- (1) 指針の4は、調査等を実施する際の体制について規定したものであること。
- (2) 指針の4(1)アの「事業の実施を統括管理する者」には、総括安全衛生管理者、統括安全衛生責任者が含まれること。また、総括安全衛生管

この指針は、全ての業種、全ての規模の事業者が調査等を実施する上での基本的事項をまとめたものである。しかしながら、調査等を実施する際には、危険性又は有害性の種類等に応じ、考慮すべき事項や留意すべき事項が大きく異なることが多い。このため、化学物質を使用する事業場における調査等の指針として、新たに制定された「化学物質等による労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」[40頁参照]とともに、「機械の包括的な安全基準に関する指針」[2001年8月号参照]についても、機械を使用する事業者に対する部分を詳細指針として位置付けたものである。

指針の制定以前は、平成11年に制定された「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(以下「マネジメント指針」という。)の第6条において、調査が規定されていた。この指針の制定に伴い、マネジメント指針の中でこの指針を引用する形で、労働安全衛生マネジメントシステムにおける調査等の具体的実施事項としても位置づけられることとした。

2 適用

- 1 この指針は、調査等に関する基本指針として、労働者の就業に係る全ての危険性又は有害性を対象とすることを規定したものである。
- 2 専門家検討会においては、ILO等という「ハザード」にどのような日本語を当てるかについて議論があった。JIS等では、「危険源」と翻訳している場合が多いが、平成11年に制定された労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針においては、ハザードを意味する用語として、「危険又は有害要因」という表現を用いていた。しかし、従来から労働安全衛生法(以下「法」という。)第58条(今回の改正で削除)において、ハザードの意味として「有害性」が使用されており、また、労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第35条において、「機械等、原材料等の危険性又は有害性」という表現があり、ハザードの意味で「危険性又は有害性」が用いられていることに鑑み、今回、法28条の2においては、「危険性又は有害性等の調査」という表現が用いられた。これに伴い、指針においても、ハザードを表す用語として、「危険性又は有害性」を用いることとした。

3 実施内容

- 1 この規定は、調査等の全体を「危険性又は有害性の特定」、「リスクの見積り」、「リスク低減の優先度設定とリスク低減措置内容の決定」及び「リスク低減措置の実施」大きく4つの段階に分けて説明したものである。
- 2 リスクアセスメントの範囲は、文献によって若干異なるが、多くは、リスクアセスメントには、措置の実施は含まれない。このため、この指針においても、調査(リスクアセスメント)は、(1)から(3)であり、(4)は、調査結果に基づく措置の実施という整理とした。

4 実施体制等

今般改正された安衛則第3条の2により、総括安全衛生管理者、安全管理者及び衛生管理者の業務に調査等に関することが追加され、改正第21条及び第22条により安全衛生委員会及び衛生委員会の付議事項に、調査等に関することが追加された。

リスクアセスメント指針

危険性又は有害性等の調査等に関する指針	施行通達(基発第0310001号)
<p>イ 事業場の安全管理者、衛生管理者等に調査等の実施を管理させること。</p> <p>ウ 安全衛生委員会等(安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。)の活用等を通じ、労働者を参画させること。</p> <p>エ 調査等の実施に当たっては、作業内容を詳しく把握している職長等に危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討を行わせるように努めること。</p> <p>オ 機械設備等に係る調査等の実施に当たっては、当該機械設備等に専門的な知識を有する者を参画させるように努めること。</p> <p>(2) 事業者は、(1)で定める者に対し、調査等を実施するために必要な教育を実施するものとする。</p>	<p>理者等の選任義務のない事業場においては、事業場を実質的に統括管理する者が含まれること。</p> <p>(3) 指針の4(1)イの「安全管理者、衛生管理者等」の「等」には、安全衛生推進者が含まれること。</p> <p>(4) 指針の4(1)ウの「安全衛生委員会等の活用等」には、安全衛生委員会の設置義務のない事業場において実施される関係労働者の意見聴取の機会を活用することが含まれるものであること。</p> <p>また、安全衛生委員会等の活用等を通じ、調査等の結果を労働者に周知する必要があること。</p> <p>(5) 指針の4(1)エの「職長等」とは、職長のほか、班長、組長、係長等の作業中の労働者を直接指導又は監督する者がこれに該当すること。また、職長等以外にも作業内容を詳しく把握している一般の労働者がいる場合には、当該労働者を参加させることが望ましいこと。</p> <p>なお、リスク低減措置の決定及び実施は、事業者の責任において実施されるべきであることから、指針の4(1)エにおいて、職長等に行わせる事項には含めていないこと。</p> <p>(6) 指針の4(1)オの「機械設備等」の「等」には、電気設備が含まれること。</p> <p>(7) 調査等の実施に関し、専門的な知識を必要とする場合等には、外部のコンサルタントの助力を得ることも差し支えないこと。</p>
<p>5 実施時期</p> <p>(1) 事業者は、次のアからオまでに掲げる作業等の時期に調査等を行うものとする。</p> <p>ア 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。</p> <p>イ 設備を新規に採用し、又は変更するとき。</p> <p>ウ 原材料を新規に採用し、又は変更するとき。</p> <p>エ 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。</p> <p>オ その他、次に掲げる場合等、事業場におけるリスクに変化が生じ、又は生ずるおそれのあるとき。</p>	<p>5 実施時期について</p> <p>(1) 指針の5は、調査等を実施する時期を規定したものであること。</p> <p>(2) 指針の5(1)イの設備には、足場等の仮設のものも含まれるとともに、設備の変更には、設備の配置替えが含まれること。</p> <p>(3) 指針の5(1)オの「次に掲げる場合等」の「等」には、地震等により、建設物等に被害が出た場合、もしくは被害が出ているおそれがある場合が含まれること。</p> <p>(4) 指針の5(1)オ(イ)の規定は、実施した調査等について、設備の経年劣化等の状況の変化に</p>

【参考】

(総括安全衛生管理者が統括管理する業務)

第3条の2 法第10条第1項第5号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- 二 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- 三 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

(安全委員会の付議事項)

第21条 法第17条第1項第3号の労働者の危険の防止に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

- 一 安全に関する規程の作成に関すること。
- 二 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。
- 三 安全衛生に関する計画(安全に係る部分に限る。)の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 四～五 (略)

(衛生委員会の付議事項)

第22条 法第18条第1項第4号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

- 一 衛生に関する規程の作成に関すること。
- 二 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。
- 三 安全衛生に関する計画(衛生に係る部分に限る。)の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 四～八 (略)

5 実施時期

調査等は、指針の5(5)で定めたとおり、定期的に再度実施する必要があるが、その頻度については、事業場における設備の規模や作業の種類の数に応じて、適切な頻度が異なることから、施行通達の5(5)のとおり、事業者が自ら定めることとしたものである。

※以下、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針 同解説(基安安発第0320001号)」の内容は、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」欄内等に、【解説】と付した後に記載した。

危険性又は有害性等の調査等に関する指針	施行通達(基発第0310001号)
<p>(ア) 労働災害が発生した場合であって、過去の調査等の内容に問題がある場合</p> <p>(イ) 前回の調査等から一定の期間が経過し、機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合</p> <p>(2) 事業者は、(1)のアからエまでに掲げる作業を開始する前に、リスク低減措置を実施することが必要であることに留意するものとする。</p> <p>(3) 事業者は、(1)のアからエまでに係る計画を策定するときは、その計画を策定するときにおいても調査等を実施することが望ましい。</p>	<p>対応するため、定期的に再度調査等を実施し、それに基づくリスク低減措置を実施することが必要であることから設けられたものであること。なお、ここでいう「一定の期間」については、事業者が設備や作業等の状況を踏まえ決定し、それに基づき計画的に調査等を実施すること。</p> <p>(5) 指針の5(1)オ(イ)の「新たな安全衛生に係る知見」には、例えば、社外における類似作業で発生した災害や、化学物質に係る新たな危険有害情報など、従前は想定していなかったリスクを明らかにする情報があること。</p> <p>(6) 指針の5(3)は、実際に建設物、設備等の設置等の作業を開始する前に、設備改修計画、工事計画や施工計画等を作成することが一般的であり、かつ、それら計画の段階で調査等を実施することでより効果的なリスク低減措置の実施が可能となることから設けられた規定であること。また、計画策定時に調査等を行った後に指針の5(1)の作業等を行う場合、同じ事項に重ねて調査等を実施する必要はないこと。</p> <p>(7) 既に設置されている建設物等や採用されている作業方法等であって、調査等が実施されていないものに対しては、指針の5(1)にかかわらず、計画的に調査等を実施することが望ましいこと。</p>
<h2>6 対象の選定</h2> <p>事業者は、次により調査等の実施対象を選定するものとする。</p> <p>(1) 過去に労働災害が発生した作業、危険な事象が発生した作業等、労働者の就業に係る危険性又は有害性による負傷又は疾病の発生が合理的に予見可能であるものは、調査等の対象とすること。</p> <p>(2) (1)のうち、平坦な通路における歩行等、明らかに軽微な負傷又は疾病しかもたらさないと予想されるものについては、調査等の対象から除外して差し支えないこと。</p> <p>【解説】</p> <p>1 危険性又は有害性の特定の対象となる作業は、理論的には膨大な量になる可能性があるため、特定を効果的に実施するため、対象は労働災害の発生が合理的に予見可能であるものに限定するため、指針の</p>	<h2>6 調査等の対象の選定について</h2> <p>(1) 指針の6は、調査等の実施対象の選定基準について規定したものであること。</p> <p>(2) 指針の6(1)の「危険な事象が発生した作業等」の「等」には、労働災害を伴わなかった危険な事象(ヒヤリハット事例)のあった作業、労働者が日常不安を感じている作業、過去に事故のあった設備等を使用する作業、又は操作が複雑な機械設備等の操作が含まれること。</p> <p>(3) 指針の6(1)の「合理的に予見可能」とは、負傷又は疾病を予見するために十分な検討を行えば、現時点の知見で予見し得ることをいうこと。</p> <p>(4) 指針の6(2)の「軽微な負傷又は疾病」とは、医</p>

6が規定されたものである。

- 2 なお、「合理的に予見可能 (reasonably foreseeable)」という考え方は、英国安全衛生庁(HSE)等において採用されている考え方を本指針においても採用したものである。

7 情報の入手

- (1) 事業者は、調査等の実施に当たり、次に掲げる資料等を入手し、その情報を活用するものとする。入手に当たっては、現場の実態を踏まえ、定常的な作業に係る資料等のみならず、非定常作業に係る資料等も含めるものとする。

ア 作業標準、作業手順書等

イ 仕様書、化学物質等安全データシート(MSDS)等、使用する機械設備、材料等に係る危険性又は有害性に関する情報

ウ 機械設備等のレイアウト等、作業の周辺環境に関する情報

エ 作業環境測定結果等

オ 混在作業による危険性等、複数の事業者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報

カ 災害事例、災害統計等

キ その他、調査等の実施に当たり参考となる資料等

【解説】

- 1 入手する情報については、作業標準等が定められていない非定常作業についての情報が抜け落ちやすいことから、指針の7(1)に、非定常作業に関する情報も入手することを特記したものである。
- 2 指針の7(1)に列記されている入手すべき情報は、ISO(JIS)等を参考として、専門家検討会での議論を経て定めたものである。

師による治療を要しない程度の負傷又は疾病をいうこと。また、「明らかに軽微な負傷又は疾病しかもたらさないと予想されるもの」には、過去、たまたま軽微な負傷又は疾病しか発生しなかったというものは含まれないものであること。

7 情報の入手について

- (1) 指針の7は、調査等の実施に当たり、事前に入手すべき情報を規定したものであること。

- (2) 指針の7(1)の「非定常作業」には、機械設備等の保守点検作業や補修作業に加え、予見される緊急事態への対応も含まれること。

なお、工程の切替(いわゆる段取り替え)に関する情報についても入手すべきものであること。

- (3) 指針の7(1)アからキまでについては、以下に留意すること。

ア 指針の7(1)アの「作業手順書等」の「等」には、例えば、操作説明書、マニュアルがあること。

イ 指針の7(1)イの「危険性又は有害性に関する情報」には、例えば、使用する設備等の仕様書、取扱説明書、「機械等の包括的な安全基準に関する指針」に基づき提供される「使用上の情報」、使用する化学物質の化学物質等安全データシート(MSDS)があること。

ウ 指針の7(1)ウの「作業の周辺環境に関する情報」には、例えば、周辺の機械設備等の状況や、地山の掘削面の土質やこう配等があること。また、発注者において行われたこれらに係る調査等の結果も含まれること。

エ 指針の7(1)エの「作業環境測定結果等」の「等」には、例えば、特殊健康診断結果、生物学的モニタリング結果があること。

オ 指針の7(1)オの「複数の事業者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報」には、例えば、上下同時作業の実施予定や、車両の乗り入れ予定の情報があること。

カ 指針の7(1)カの「災害事例、災害統計等」には、例えば、事業場内の災害事例、災害の統

リスクアセスメント指針

危険性又は有害性等の調査等に関する指針	施行通達(基発第0310001号)
<p>(2) 事業者は、情報の入手に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>ア 新たな機械設備等を外部から導入しようとする場合には、当該機械設備等のメーカーに対し、当該設備等の設計・製造段階において調査等を実施することを求め、その結果を入手すること。</p> <p>イ 機械設備等の使用又は改造等を行おうとする場合に、自らが当該機械設備等の管理権原を有しないときは、管理権原を有する者等が実施した当該機械設備等に対する調査等の結果を入手すること。</p> <p>ウ 複数の事業者が同一の場所で作業する場合には、混在作業による労働災害を防止するために元方事業者が実施した調査等の結果を入手すること。</p> <p>エ 機械設備等が転倒するおそれがある場所等、危険な場所において、複数の事業者が作業を行う場合には、元方事業者が実施した当該危険な場所に関する調査等の結果を入手すること。</p> <p>【解説】</p> <p>1 調査等の対象となる機械設備等や周辺環境について、必要な情報の収集をそれぞれの事業者が実施することは、管理権原の問題等からできない場合がある。その場合の情報収集にあたっての留意事項を規定したものである。</p> <p>2 なお、(2)のアからエの中には、安衛法上、所有者等が使用者等に情報の提供等を行うことが義務づけられているものもあるが、本指針においては、義務の有無にかかわらず、必要な情報を得るにあたっての入手先に関する留意事項として包括的に定めたものである。</p>	<p>計・発生傾向分析、ヒヤリハット、トラブルの記録、労働者が日常不安を感じている作業等の情報があること。また、同業他社、関連業界の災害事例等を収集することが望ましいこと。</p> <p>キ 指針の7(1)キの「その他、調査等の実施に当たり参考となる資料等」の「等」には、例えば、作業を行うために必要な資格・教育の要件、セーフティ・アセスメント指針に基づく調査等の結果、危険予知活動(KYT)の実施結果、職場巡視の実施結果があること。</p> <p>(4) 指針の7(2)については、以下の事項に留意すること。</p> <p>ア 指針の7(2)アは、「機械等の包括的な安全基準に関する指針」、ISO、JISの「機械類の安全性」の考え方に基づき、機械設備等の設計・製造段階における安全対策を行うことが重要であることから、機械設備等を使用する事業者は、導入前に製造者に調査等の実施を求め、使用上の情報等の結果を入手することを定めたものであること。</p> <p>イ 指針の7(2)イは、使用する機械設備等に対する設備的改善は管理権原を有する者のみが行い得ることから、その機械設備等を使用させる前に、管理権原を有する者が調査等を実施し、その結果を機械設備等の使用者が入手することを定めたものであること。</p> <p>また、爆発等の危険性のあるものを取り扱う機械設備等の改造等を請け負った事業者が、内容物等の危険性を把握することは困難であることから、管理権原を有する者が調査等を実施し、その結果を請負業者が入手することを定めたものであること。</p> <p>ウ 指針の7(2)ウは、同一の場所で混在して実施する作業を請け負った事業者は、混在の有無やそれによる危険性を把握できないので、元方事業者が混在による危険性について事前に調査等を実施し、その結果を関係請負人が入手することを定めたものであること。</p> <p>エ 指針の7(2)エは、建設現場においては、請</p>

8 危険性又は有害性の特定

- (1) 事業者は、作業標準等に基づき、労働者の就業に係る危険性又は有害性を特定するために必要な単位で作業を洗い出した上で、各事業場における機械設備、作業等に応じてあらかじめ定めた危険性又は有害性の分類に則して、各作業における危険性又は有害性を特定するものとする。
- (2) 事業者は、(1)の危険性又は有害性の特定に当たり、労働者の疲労等の危険性又は有害性への付加的影響を考慮するものとする。

【解説】

- 1 施行通達8の(1)は、危険性又は有害性の特定のための作業の洗い出しが理論的には膨大な量になる可能性があるため、危険性又は有害性を特定するのに必要な単位で実施すれば足りることを明示する必要から定められたものである。
- 2 危険性又は有害性の分類は、洗い出した作業において、漏れ落ちがないようにするチェックリストが必要であるという議論に基づいて、危険性又は有害性の分類に沿って特定を実施する旨が施行通達8の(1)に定められたものである。
- 3 分類の例として専門家検討会が参考にした文献には、労働安全衛生法第20条から第24条の規定のほか、機械の包括的安全指針、JIS B9700 (ISO12100-1:2003)、JIS B9702 (ISO14121:1999)の付属書A(危険源、危険状態及び危険事象の例)、米国OSHAの「職場のハザード分析(JHA)」のハザード分類がある。なお、別添の分類例は、労働安全衛生法第20条から第24条の規定を踏まえたものである。

負事業者が混在して作業を行っていることから、どの請負事業者が調査等を実施すべきか明確でない場合があるため、元方事業者が調査等を実施し、その結果を関係請負人が入手することを定めたものであること。

8 危険性又は有害性の特定について

- (1) 指針の8は、危険性又は有害性の特定の方法について規定したものであること。
- (2) 指針の8(1)の作業の洗い出しは、作業標準、作業手順等を活用し、危険性又は有害性を特定するために必要な単位で実施するものであること。
- なお、作業標準がない場合には、当該作業の手順を書き出した上で、それぞれの段階ごとに危険性又は有害性を特定すること。
- (3) 指針の8(1)の「危険性又は有害性の分類」には、別添3[38頁囲み参照]の例のほか、ISO、JISやGHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)で定められた分類があること。各事業者が設備、作業等に応じて定めた独自の分類がある場合には、それをを用いることも差し支えないものであること。
- (4) 指針の8(2)は、労働者の疲労等により、負傷又は疾病が発生する可能性やその重篤度が高まることを踏まえて、危険性又は有害性の特定を行う必要がある旨を規定したものであること。したがって、指針の9のリスク見積りにおいても、これら疲労等による可能性の度合と重篤度の付加を考慮する必要があるものであること。
- (5) 指針の8(2)の「疲労等」には、単調作業の連続による集中力の欠如や、深夜労働による居眠り等が含まれること。

(別添3)

危険性又は有害性の分類例

1 危険性

- (1) 機械等による危険性
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物、腐食性の物等による危険性
「引火性の物」には、可燃性のガス、粉じん等が含まれ、「等」には、酸化性の物、硫酸等が含まれること。
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険性
「その他のエネルギー」には、アーク等の光のエネルギー等が含まれること。
- (4) 作業方法から生ずる危険性
「作業」には、掘削の業務における作業、採石の業務における作業、荷役の業務における作業、伐木の業務における作業、鉄骨の組立ての作業等が含まれること。
- (5) 作業場所に係る危険性
「場所」には、墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所、足を滑らすおそれのある場所、つまづくおそれのある場所、採光や照明の影響による危険性のある場所、物体の落下するおそれのある場所等が含まれること。
- (6) 作業行動等から生ずる危険性
- (7) その他の危険性
「その他の危険性」には、他人の暴力、もらい事故による交通事故等の労働者以外の者の影響による危険性が含まれること。

2 有害性

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん等による有害性
「等」には、酸素欠乏空気、病原体、排気、排液、残さい物が含まれること。
- (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による有害性
「等」には、赤外線、紫外線、レーザー光等の有害光線が含まれること。
- (3) 作業行動等から生ずる有害性
「作業行動等」には、計器監視、精密工作、重量物取扱い等の重筋作業、作業姿勢、作業態様によって発生する腰痛、頸肩腕症候群等が含まれること。
- (4) その他の有害性

危険性又は有害性等の調査等に関する指針	施行通達(基発第0310001号)
<p>9 リスクの見積り</p> <p>(1) 事業者は、リスク低減の優先度を決定するため、次に掲げる方法等により、危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度及びそれらの発生の可能性の度合をそれぞれ考慮して、リスクを見積もるものとする。た</p>	<p>9 リスクの見積りの方法について</p> <p>(1) 指針の9はリスクの見積りの方法等について規定したものであるが、その実施にあたっては、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 指針の9は、リスク見積りの方法、留意事項等について規定したものであること。</p>

危険性又は有害性等の調査等に関する指針	施行通達(基発第0310001号)
<p>だし、化学物質等による疾病については、化学物質等の有害性の度合及びばく露の量をそれぞれ考慮して見積もることができる。</p> <p>ア 負傷又は疾病の重篤度とそれらが発生する可能性の度合を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ重篤度及び可能性の度合に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法</p> <p>イ 負傷又は疾病の発生する可能性とその重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等してリスクを見積もる方法</p> <p>ウ 負傷又は疾病の重篤度及びそれらが発生する可能性等を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法</p> <p>【解説】</p> <p>1 リスク見積方法については、JIS B9702 (ISO14121:1999) の解説にマトリクスを使用した手法が例示され、米国の労働安全衛生マネジメントシステム規格 (ANSI/AIHA Z10-2005)、英国HSEの「健康に有害な物質に対する管理規則 (the Control of Substances Hazardous to Health Regulations 1999, COSHH)」においても、マトリクスを活用した手法が示されているが、多くの国際的なリスクアセスメント関連文書ではリスク見積の手法は概念的にしか定められていない。</p> <p>2 しかしながら、リスクアセスメントを実施させるためには、具体的手法を明示することが必要不可欠なため、本指針では、専門家検討会での議論を踏まえ、3つの代表的な方法を例示として記載したものである。</p> <p>(2) 事業者は、(1)の見積りに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>ア 予想される負傷又は疾病の対象者及び内容を明確に予測すること。</p>	<p>イ 指針の9のリスクの見積りは、優先度を定めるために行うものであるため、必ずしも数値化する必要はなく、相対的な分類でも差し支えないこと。</p> <p>ウ 指針の9(1)の「負傷又は疾病」には、それらによる死亡も含まれること。また、「危険性又は有害性により労働者に生ずるおそれのある負傷又は疾病」は、ISO等においては「危害」(harm)、「負傷又は疾病の程度」とは、「危害のひどさ」(severity of harm)等の用語で表現されているものであること。</p> <p>エ 指針の9(1)アからウまでに掲げる方法は、代表的な手法の例であり、(1)の柱書きに定める事項を満たしている限り、他の手法によっても差し支えないこと。</p> <p>オ 指針の9(1)アで定める手法は、負傷又は疾病の重篤度と可能性の度合をそれぞれ横軸と縦軸とした表(行列:マトリクス)に、あらかじめ重篤度と可能性の度合に応じたリスクを割り付けておき、見積対象となる負傷又は疾病の重篤度に該当する列を選び、次に発生の可能性の度合に該当する行を選ぶことにより、リスクを見積もる方法であること。(別添4の例1に記載例を示す。[32頁参照])</p> <p>カ 指針の9(1)イで定める手法は、負傷又は疾病の発生する可能性の度合とその重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算(かけ算、足し算等)してリスクを見積もる方法であること。(別添4の例2に記載例を示す。[33頁参照])</p> <p>キ 指針の9(1)ウで定める手法は、負傷又は疾病の重篤度、危険性へのばく露の頻度、回避可能性等をステップごとに分岐していくことにより、リスクを見積もる方法(リスクグラフ)であること。(別添4の例3に記載例を示す。[33頁参照])</p> <p>(2) 指針の9(2)の事項については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 指針の9(2)ア及びイの重篤度の予測に当</p>

(別添4)

リスク見積り及びそれに基づく優先度の設定方法の例

1 負傷又は疾病の重篤度

「負傷又は疾病の重篤度」については、基本的に休業日数等を尺度として使用するものであり、以下のように区分する例がある。

- ① 致命的：死亡災害や身体の一部に永久損傷を伴うもの
- ② 重大： 休業災害(1か月以上のもの)、一度に多数の被災者を伴うもの
- ③ 中程度：休業災害(1か月未満のもの)、一度に複数の被災者を伴うもの
- ④ 軽度： 不休災害やかすり傷程度のもの

2 負傷又は疾病の可能性の度合

「負傷又は疾病の可能性の度合」は、危険性又は有害性への接近の頻度や時間、回避の可能性等を考慮して見積もるものであり(具体的には記の9(3)参照)、以下のように区分する例がある。

- ① 可能性が極めて高い：日常的に長時間行われる作業に伴うもので回避困難なもの
- ② 可能性が比較的高い：日常的に行われる作業に伴うもので回避可能なもの
- ③ 可能性がある： 非定期的な作業に伴うもので回避可能なもの
- ④ 可能性がほとんどない：まれにしか行われない作業に伴うもので回避可能なもの

3 リスク見積りの例

リスク見積り方法の例には、以下の例1～3のようなものがある。

例1:マトリクスを用いた方法

重篤度「②重大」、可能性の度合「②比較的高い」の場合の見積り例

		負傷又は疾病の重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷又は疾病の発生可能性の度合	極めて高い	5	5	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

リスク	優先度	
4~5	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで作業停止する必要がある。 十分な経営資源を投入する必要がある。
2~3	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで使用しないことが望ましい。 優先的に経営資源を投入する必要がある。
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

例2:数値化による方法

重篤度「②重大」、可能性の度合「②比較的高い」の場合の見積り例

(1)負傷又は疾病の重篤度

致命的	重大	中程度	軽度
30点	20点	7点	2点

(2)負傷又は疾病の発生可能性の度合

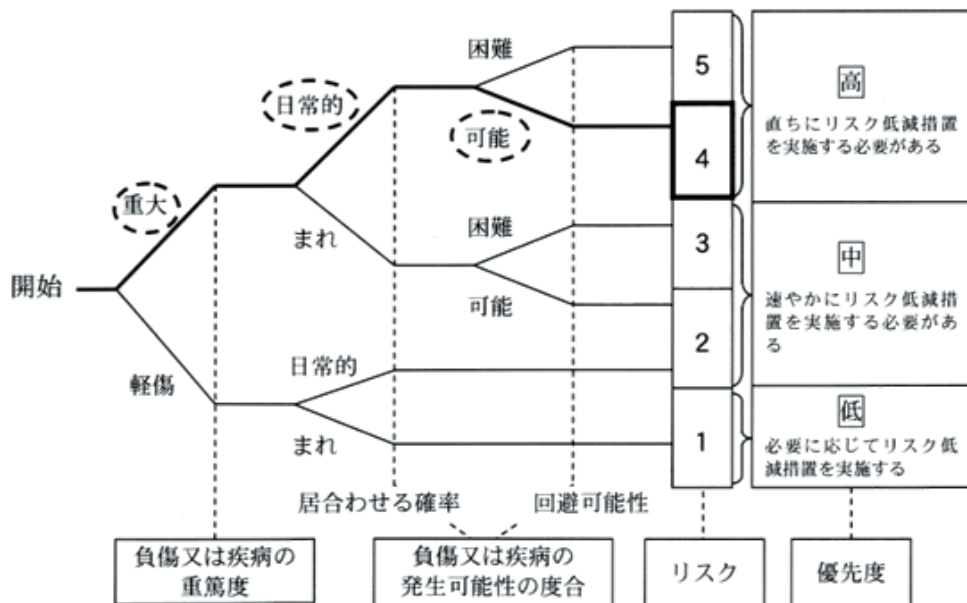
極めて高い	比較的高い	可能性あり	ほとんどない
20点	15点	7点	2点

20点(重篤度「重大」)+15点(可能性の度合「比較的高い」)=35点(リスク)

リスク	優先度	
30点以上	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで作業停止する必要がある。 十分な経営資源を投入する必要がある。
10～29点	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで使用しないことが望ましい。 優先的に経営資源を投入する必要がある。
10点未満	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

例3:枝分かれ図を用いた方法

重篤度「②重大」、可能性の度合「②比較的高い」の場合の見積り例



リスクアセスメント指針

危険性又は有害性等の調査等に関する指針	施行通達(基発第0310001号)
<p>イ 過去に実際に発生した負傷又は疾病の重篤度ではなく、最悪の状況を想定した最も重篤な負傷又は疾病の重篤度を見積もること。</p> <p>ウ 負傷又は疾病の重篤度は、負傷や疾病等の種類にかかわらず、共通の尺度を使うことが望ましいことから、基本的に、負傷又は疾病による休業日数等を尺度として使用すること。</p> <p>エ 有害性が立証されていない場合でも、一定の根拠がある場合は、その根拠に基づき、有害性が存在すると仮定して見積もるよう努めること。</p> <p>【解説】</p> <p>1 重篤度については、休業日数及び障害等級によって統一的に尺度化することが可能であるため、施行通達の9(2)ウのとおり定めたものである。</p> <p>2 一方、「発生する可能性の度合」は、施行通達の9(3)で示されるように、①危険性へのばく露の頻度、②危険事象の発生確率、③危険回避の可能性、④化学物質へのばく露量、ばく露時間等、様々な要素を含む概念であるため、統一的な尺度化にはなじまないため規定していない。</p> <p>(3) 事業者は、(1)の見積りを、事業場の機械設備、作業等の特性に応じ、次に掲げる負傷又は疾病の類型ごとに行うものとする。</p> <p>ア はさまれ、墜落等の物理的な作用によるもの</p> <p>イ 爆発、火災等の化学物質の物理的効果によるもの</p> <p>ウ 中毒等の化学物質等の有害性によるもの</p> <p>エ 振動障害等の物理因子の有害性によるもの</p> <p>また、その際、次に掲げる事項を考慮すること。</p> <p>ア 安全装置の設置、立入禁止措置その他の労働災害防止のための機能又は方策(以下「安全機能等」という。)の信頼性及び維持能</p>	<p>たっては、抽象的な検討ではなく、極力、どのような負傷や疾病がどの作業者に発生するかを具体的に予測した上で、その重篤度を見積もること。また、直接作業を行う者のみならず、作業の工程上その作業場所の周辺にいる作業者等も検討の対象に含むこと。</p> <p>イ 指針の9(2)ウの「休業日数等」の「等」には、後遺障害の等級や死亡が含まれること。</p> <p>ウ 指針の9(2)エは、疾病の重篤度の見積りに当たっては、いわゆる予防原則に則り、有害性が立証されておらず、MSDS等が添付されていない化学物質等を使用する場合にあっては、関連する情報を供給者や専門機関等に求め、その結果、一定の有害性が指摘されている場合は、入手した情報に基づき、有害性を推定することが望ましいことを規定したものであること。</p> <p>(3) 指針の9(3)前段の事項については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 指針の9(3)前段アの「はさまれ、墜落等の物理的な作用」による危険性による負傷又は疾病の重篤度又はそれらが発生する可能性の度合の見積りに当たっては、必要に応じ、以下の事項に留意すること。</p> <p>なお、行動災害の見積りに当たっては、災害事例を参考にしつつ、具体的な負傷又は疾病を予測すること。</p> <p>(ア) 加害物の高さ、重さ、速度、電圧等</p> <p>(イ) 危険性へのばく露の頻度等</p> <p>危険区域への接近の必要性・頻度、危険区域内での経過時間、接近の性質(作業内容)等</p>



危険性又は有害性等の調査等に関する指針	施行通達(基発第0310001号)
---------------------	-------------------

- 力
- イ 安全機能等を無効化する又は無視する可能性
- ウ 作業手順の逸脱、操作ミスその他の予見可能な意図的・非意図的な誤使用又は危険行動の可能性

【解説】

- 1 負傷又は疾病の重篤度及び発生の可能性の度合を見積もる際に考慮すべき事項は、概ね災害の類型に応じて決まることから、指針においては、①はさまれ、墜落等の物理的な作用によるもの、②爆発、火災等の化学物質の物理的効果によるもの、③中毒等の化学物質等の有害性によるもの、④振動障害等の物理因子の有害性によるもの、の4類型を示し、それぞれの類型において留意すべき事項を例示の形で施行通達の9(3)に示したものである。
- 2 留意すべき事項の内容は、JIS B9702 (ISO14121:1999)、GHS等を参考に、専門家検討会での議論を踏まえたものである。なお、設備や作業の内容により、考慮すべき事項は異なることから、例示にとどめたものである。

- (ウ) 機械設備等で発生する事故、土砂崩れ等の危険事象の発生確率
機械設備等の信頼性又は故障歴等の統計データのほか、地山の土質や角度等から経験的に求められるもの
- (エ) 危険回避の可能性
加害物のスピード、異常事態の認識しやすさ、危険場所からの脱出しやすさ又は労働者の技量等を考慮すること。
- (オ) 環境要因
天候や路面状態等作業に影響を与える環境要因を考慮すること。
- イ 指針の9(3)前段イの「爆発、火災等の化学物質の物理的効果」による負傷の重篤度又はそれらが発生する可能性の度合の見積りに当たっては、必要に応じ、以下の事項に留意すること。
 - (ア) 反応、分解、発火、爆発、火災等の起こしやすさに関する化学物質の特性(感度)
 - (イ) 爆発を起こした場合のエネルギーの発生挙動に関する化学物質の特性(威力)
 - (ウ) タンク等に保管されている化学物質の保管量等
- ウ 指針の9(3)前段ウの「中毒等の化学物質等の有害性」による疾病の重篤度又はそれらが発生する可能性の度合の見積りに当たっては、必要に応じ、以下の事項に留意すること。
 - (ア) 有害物質等の取扱量、濃度、接触の頻度等
有害物質等には、化学物質、石綿等による粉じんが含まれること。
 - (イ) 有害物質等への労働者のばく露量とばく露限界等との比較
ばく露限界は、日本産業衛生学会やACGIH(米国産業衛生専門家会議)の許容濃度等があり、また、管理濃度が参考となること。
 - (ウ) 侵入経路等
- エ 指針の9(3)前段エの「振動障害等の物理

リスクアセスメント指針

危険性又は有害性等の調査等に関する指針	施行通達(基発第0310001号)
<p>因子の有害性」による疾病の重篤度又はそれらが発生する可能性の度合の見積りに当たっては、必要に応じ、以下の事項に留意すること。</p> <p>(ア) 物理因子の有害性等</p> <p>電離放射線の線源等、振動の振動加速度等、騒音の騒音レベル等、紫外線等の有害光線の波長等、気圧、水圧、高温、低温等</p> <p>(イ) 物理因子のばく露量及びばく露限度等との比較</p> <p>法令、通達のほか、JIS、日本産業衛生学会等の基準等があること。</p> <p>オ 負傷又は疾病の重篤度や発生可能性の見積りにおいては、生理学的要因(単調連続作業等による集中力の欠如、深夜労働による影響等)にも配慮すること。</p> <p>(4) 指針の9(3)後段の安全機能等に関する考慮については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 指針の9(3)後段アの「安全機能等の信頼性及び維持能力」に関して考慮すべき事項には、必要に応じ、以下の事項が含まれること。</p> <p>(ア) 安全装置等の機能の故障頻度・故障対策、メンテナンス状況、使用者の訓練状況等</p>	<p>イ 指針の9(3)後段イの「安全機能等を無効化する又は無視する可能性」に関して考慮すべき事項には、必要に応じ、以下の事項が含まれること。</p> <p>(ア) 生産性の低下等、労働災害防止のための機能・方策を無効化させる動機</p> <p>(イ) スイッチの誤作動防止のための保護錠が設けられていない等、労働災害防止のための機能・方策の無効化しやすさ</p> <p>ウ 指針の9(3)後段ウの作業手順の逸脱等の予見可能な「意図的」な誤使用又は危険行動の可能性に関して考慮すべき事項には、必要に応じ、以下の事項が含まれること。</p> <p>(ア) 作業手順等の周知状況</p> <p>(イ) 近道行動(最小抵抗経路行動)</p> <p>(ウ) 監視の有無等の意図的な誤使用等のしやすさ</p> <p>(エ) 作業者の資格・教育等</p> <p>エ 指針の9(3)後段のウの操作ミス等の予見可能な「非意図的」な誤使用の可能性に関して考慮すべき事項には、必要に応じ、以下の事項が含まれること。</p> <p>(ア) ボタンの配置、ハンドルの操作方向のばらつき等の人間工学的な誤使用等の誘発しやすさ</p> <p>(イ) 作業者の資格・教育等</p>

10 リスク低減措置の検討及び実施

- (1) 事業者は、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともに、次に掲げる優先順位でリスク低減措置内容を検討の上、実施するものとする。
- ア 危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置
- イ インターロック、局所排気装置等の設置等の工学的対策

10 リスク低減措置の検討及び実施について

- (1) 指針の10(1)の事項については、次に掲げる事項に留意すること。
- ア 指針の10(1)アの「危険性又は有害性を除去又は低減する措置」とは、危険な作業の廃止・変更、より危険性又は有害性の低い材料への代替、より安全な反応過程への変更、より安全な施工方法への変更等、設計や計画の段階から危険性又は有害性を除去又は低減する

危険性又は有害性等の調査等に関する指針	施行通達(基発第0310001号)
<p>ウ マニュアルの整備等の管理的対策</p> <p>エ 個人用保護具の使用</p> <p>【解説】</p> <p>1 リスク低減対策をより効果的に実施するためには、リスク低減効果の高い措置を優先的に実施することが必要であり、指針の10(1)は、その旨を規定したものである。</p> <p>2 指針の10(1)のアからエの措置の優先順位については、ILOの労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(ILO-OSH2001)の3.10.1においても同様の記載が見られ、また、米国の「職場のハザードの分析(JHA)」、英国の「5ステップ」にも同様の記述が見られる。</p> <p>【参考】</p> <p>ILO労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(ILO-OHS2001)</p> <p>3.10.1 防止対策及び管理対策</p> <p>3.10.1.1. ハザード及び労働者の安全と衛生に及ぼすリスクが継続して特定され、評価されること。</p> <p>防止対策及びその対策は、次の優先順位に従い実施されること。</p> <p>(a) ハザード及びリスクを除去すること。</p> <p>(b) 工学的な管理又は組織的な対策を用い、ハザード及びリスクを発生源で管理すること。</p> <p>(c) 経営上の管理対策を含めた安全作業システムを設計することにより、ハザード及びリスクを最小限にすること。</p> <p>(d) 全体的な対策によってハザード及びリスクを管理できない場合、使用者は、衣類を含めた適切な個人保護具を無料で支給するとともに、それらを正しく使用し、維持管理することを確保するための対策を講じること。</p> <p>(2) (1)の検討に当たっては、リスク低減に要する</p>	<p>措置をいうものであること。</p> <p>イ 指針の10(1)イの「工学的対策」とは、アの措置により除去しきれなかった危険性又は有害性に対し、ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置の設置等の措置を実施するものであること。</p> <p>ウ 指針の10(1)ウの「管理的対策」とは、ア及びイの措置により除去しきれなかった危険性又は有害性に対し、マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露管理、警報の運用、二人組制の採用、教育訓練、健康管理等の作業者を管理することによる対策を実施するものであること。</p> <p>エ 指針の10(1)エの「個人用保護具の使用」は、アからウまでの措置により除去されなかった危険性又は有害性に対して、呼吸用保護具や保護衣等の使用を義務づけるものであること。また、この措置により、アからウまでの措置の代替を図ってはならないこと。</p> <p>オ 指針の10(1)のリスク低減措置の検討に当たっては、大気汚染防止法等の公害その他一般公衆の災害を防止するための法令に反しないように配慮する必要があること。</p> <p>(2) 指針の10(2)は、合理的に実現可能な限り、よ</p>

リスクアセスメント指針

危険性又は有害性等の調査等に関する指針	施行通達(基発第0310001号)
<p>負担がリスク低減による労働災害防止効果と比較して大幅に大きく、両者に著しい不均衡が発生する場合であって、措置を講ずることを求めることが著しく合理性を欠くと考えられるときを除き、可能な限り高い優先順位のリスク低減措置を実施する必要があるものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>1 「合理的に実現可能な程度に低い: as low as reasonably practicable(ALARP)」の考え方は、ISO・JISや、英国安全衛生庁等において採用されている考え方である。</p> <p>2 その内容は、英国等の運用では、指針の10(2)に記載されているように、リスク低減に要する負担とリスク低減による労働災害防止効果を比較し、前者が後者と比較して著しく不均衡を欠くほど大きい場合には、それ以上の対策を要しないと考える考え方である。ただし、「著しく不均衡」については解釈が示されていない。このため、指針においては、指針の10(1)にあるように、単に著しく不均衡が生じるのみならず、それによって措置を講じさせることが著しく合理性を欠く場合について、措置を講じなくてもよいという記載としている。</p> <p>(3) なお、死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすおそれのあるリスクに対して、適切なリスク低減措置の実施に時間を要する場合は、暫定的な措置を直ちに講ずるものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすリスクに対しては、直ちに措置を実施する必要があるため、適切なリスク低減対策に時間を要する場合は、暫定的な措置を実施することを規定したものである。</p>	<p>り高い優先順位のリスク低減措置を実施することにより、「合理的に実現可能な程度に低い」(ALARP)レベルにまで適切にリスクを低減するという考え方を規定したものであること。</p> <p>なお、低減されるリスクの効果に比較して必要な費用等が大幅に大きいなど、両者に著しい不均衡を発生させる場合であっても、死亡や重篤な後遺障害をもたらす可能性が高い場合等、対策の実施に著しく合理性を欠くとはいえない場合には、措置を実施すべきものであること。</p> <p>(3) 指針の10(2)に従い、リスク低減のための対策を決定する際には、既存の行政指針、ガイドライン等に定められている対策と同等以上とすることが望ましいこと。また、高齢者、日本語が通じない労働者、経験の浅い労働者等、安全衛生対策上の弱者に対しても有効なレベルまでリスクが低減されるべきものであること。</p> <p>(4) 指針の10(3)は、死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすリスクに対して、(2)の考え方に基づく適切なリスク低減を実施するのに時間を要する場合に、それを放置することなく、実施可能な暫定的な措置を直ちに実施する必要があることを規定したものであること。</p>

11 記録

事業者は、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 洗い出した作業
- (2) 特定した危険性又は有害性
- (3) 見積もったリスク
- (4) 設定したリスク低減措置の優先度
- (5) 実施したリスク低減措置の内容



【解説】

- 1 施行通達の11(2)でいう「当該措置を実施した後に見込まれるリスク」とは、JIS等という「残留リスク」と表現されているものである。
- 2 効果的なリスク低減のためには、リスク低減措置を実施した後に、再度リスクを見積もり、合理的に実現可能なレベルまでリスクが

11 記録について

- (1) 指針の11(1)から(5)までに掲げる事項を記録するに当たっては、調査等を実施した日付及び実施者を明記すること。
- (2) 指針の11(5)のリスク低減措置には、当該措置を実施した後に見込まれるリスクを見積もることも含まれること。
- (3) 調査等の記録は、次回調査等を実施するまで保管すること。なお、記録の記載例を別添5[別掲参照]に示す。



低減していないことがわかった場合に、具体的な追加措置の必要性を明確にし、次回の改善時にそれを実施することが必要である。このため、リスク低減措置を行った後に再度リスク見積を行う記載例を示したものである。



(別添5)

記録の記載例

リスクアセスメント対象職場	実施年月日	実施管理者	実施者	社長(工場長)	製造部長	製造第〇課長
プレス第1工場	平成〇年×月△日	安全管理者 ○○○○	△△△△(職長)、□□□□、××××			

作業名 (機械・設備)	危険性又は有害性と発生のおそれのある災害	既存の 災害防止対策	リスクの見積り			リスク低減 措置案	措置実施後の リスクの見積り			対応措置		備考
			重篤度	発生 可能性	優先度 (リスク)		重篤度	発生 可能性	優先度 (リスク)	措置 実施日	次年度 検討事項	
穴あけ作業 (プレス1号機)	両手押しボタンと光線式安全装置を設置しているが、側面から補助作業者の手が入り、手を金型に挟まれる。	両手押しボタン式安全装置及び光線式安全装置	重大	可能性あり	中(3)	プレス側面(両側)にカバーを設置	重大	ほとんどない	中(3)	〇月〇日	後方にもカバーを設置	安全装置はD>1.6(THTs)の条件を満たすこと。
穴明け作業 (プレス2号機)	プレス作業者の足下にスクラップが散乱しており、つまづいて転倒し腰部を打撲又は腕を負傷する	作業の周辺は整理整頓をできるように教育	中程度	比較的高い	中(3)	整理整頓を徹底する	中程度	ほとんどない	低(1)	〇月〇日	職場ごとに朝礼等で随時点検する	スクラップが飛散しないように金型を改造しリスクを低減させる。

化学物質リスクアセスメント指針

施行通達：平成18年3月30日付け第0330004号「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条の2第2項の規定に基づき、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（以下「指針」という。）を作成し、その名称及び趣旨を、別添1〔平成18年3月30日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第2号〕のとおり平成18年3月30日付け官報に公示した。については、別添2のとおり指針を送付するので、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の12において準用する第24条の規定により、都道府県労働局労働衛生主務課において閲覧に供されたい。また、その趣旨、内容等について、下記事項に留意の上、事業者及び関係事業者団体等に対する周知等を図られたい。

なお、平成12年3月31日付け基発第212号「『化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針』について」は、本通達をもって廃止する。〔平成12年3月31日付け化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針公示第1号〕も、廃止。ともに2000年5月号参照

化学物質等による危険性又は有害性等に関する指針	施行通達（基発第0330004号）
<p>1 趣旨等</p> <p>本指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条の2第2項の規定に基づき、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものによる危険性又は有害性等の調査（以下単に「調査」という。）を実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置が各事業場において適切かつ有効に実施されるよう、その基本的な考え方及び実施事項について定め、事業者による自主的な安全衛生活動への取組を促進することを目的とするものである。</p> <p>なお、本指針は、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号〔20頁参照〕）の詳細事項を定めるものであるが、調査を実施し、その結果に基づいて講ずる措置に関する基</p>	<p>1 趣旨等について</p> <p>(1) 指針の1は、本指針の趣旨を定めているほか、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月10日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号〔20頁参照〕）との関係について規定したものであること。</p> <p>(2) 指針の「危険性又は有害性等の調査」は、ILO（国際労働機関）等において「リスクアセスメント（risk assessment）」等の用語で表現されているものであること。</p>

本的な考え方及び実施事項についての一覧性を確保するため、特段の詳細事項がない事項についても、当該指針と同一の内容を重複して記載しているものである。

また、本指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(平成11年労働省告示第53号) [13頁参照] に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定の具体的実施事項としても位置付けられるものである。

2 適用

本指針は、製造、取扱い、貯蔵、運搬等に係る化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのあるもの(以下単に「化学物質等」という。)による危険性又は有害性であって、労働者の就業に係るすべてのものを対象とする。

3 実施内容

事業者は、調査及びその結果に基づく措置(以下「調査等」という。)として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 化学物質等による危険性又は有害性の特定
- (2) (1) により特定された化学物質等による危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合(以下「リスク」という。)の見積り
- (3) (2) の見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置(以下「リスク低減措置」という。)内容の検討
- (4) (3) の優先度に対応したリスク低減措置の実施

4 実施体制等

2 適用について

- (1) 指針の2は、労働者の就業に係るすべての化学物質による危険性又は有害性を対象とすることを規定したものであること。
- (2) 指針の2の「化学物質等」には、製造中間体(製品の製造工程中において生成し、同一事業場内で他の化学物質に変化する化学物質をいう。)が含まれること。
- (3) 指針の2の「危険性又は有害性」とは、労働者に負傷又は疾病を生じさせる潜在的な根拠であり、ISO(国際標準化機構)、ILO等においては「危険源」、「危険有害要因」、「ハザード(hazard)」等の用語で表現されているものであること。

3 実施内容について

- (1) 指針の3は、指針に基づき実施すべき事項の骨子を示したものであること。
- (2) 指針の3の「危険性又は有害性の特定」は、ISO等においては「危険源の同定(hazard identification)」等の用語で表現されているものであること。

4 実施体制等について

化学物質リスクアセスメント指針

化学物質等による危険性又は有害性等に関する指針

施行通達(基発第0330004号)

- (1) 事業者は、次に掲げる体制で調査等を実施するものとする。
- ア 総括安全衛生管理者等、事業の実施を統括管理する者(事業場トップ)に調査等の実施を統括管理させること。
 - イ 事業場の安全管理者、衛生管理者等に調査等の実施を管理させること。
 - ウ 化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者のうちから化学物質等の管理を担当する者(以下「化学物質管理者」という。)を指名し、この者に、安全管理者、衛生管理者等の下で調査等に関する技術的業務を行わせること。
 - エ 安全衛生委員会等(安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。)の活用等を通じ、労働者を参画させること。
 - オ 調査等の実施に当たっては、化学物質管理者のほか、化学物質等や化学物質等に係る機械設備等についての専門的知識を有する者を参画させるよう努めること。調査の実施に当たっては、必要に応じ化学設備の特性を把握している者、生産技術者等の専門家及び化学物質等に関する専門的知識を有する者の参画を求めるものとする。
- (2) 事業者は、(1)で定める者に対し、調査等を実施するために必要な教育を実施するものとする。

5 実施時期

- (1) 事業者は、次のアからオに掲げる作業等の時期に調査等を行うものとする。
- ア 化学物質等に係る建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
 - イ 化学設備等に係る設備を新規に採用し、又は変更するとき。
 - ウ 化学物質等である原材料を新規に採用し、又は変更するとき。
 - エ 化学設備等に係る作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
 - オ その他、次に掲げる場合等、事業場にお

- (1) 指針の4は、調査等を実施する際の体制について規定したものであること。
- (2) 指針の4(1)アの「事業の実施を統括管理する者」には、総括安全衛生管理者、統括安全衛生責任者が含まれること。また、総括安全衛生管理者等の選任義務のない事業場においては、事業場を実質的に統括管理する者が含まれること。
- (3) 指針の4(1)イの「安全管理者、衛生管理者等」の「等」には、安全衛生推進者が含まれること。
- (4) 指針の4(1)ウの「化学物質管理者」は、事業場で製造等を行う化学物質等、作業方法、設備等の事業場の実態に精通していることが必要であるため、当該事業場に所属する労働者等から指名されることが望ましいものであること。
- (5) 指針の4(1)エの「安全衛生委員会等の活用等」には、安全衛生委員会の設置義務のない事業場において実施される関係労働者の意見聴取の機会を活用することが含まれるものであること。
また、安全衛生委員会等の活用等を通じ、調査等の結果を労働者に周知する必要があること。
- (6) 指針の4(1)オの「機械設備等」の「等」には、電気設備が含まれること。
- (7) 調査等の実施に関し、専門的な知識を必要とする場合等には、外部のコンサルタントの助力を得ることも差し支えないこと。

5 実施時期について

- (1) 指針の5は、調査等を実施する時期を規定したものであること。
- (2) 指針の5(1)アの「化学物質等に係る建設物」には、化学プラントが含まれること。
- (3) 指針の5(1)イの設備には、仮配管等の仮設のものも含まれるとともに、設備の変更には、設備の配置替えが含まれること。
- (4) 指針の5(1)オの「次に掲げる場合等」の「等」には、地震等により、建設物等に被害が出た場合、もしくは被害が出ているおそれがある場合が含まれること。

指針	施行通達(基発第0330004号)
<p>るリスクに変化が生じ、又は生ずるおそれのあるとき。</p> <p>(ア) 化学物質等に係る労働災害が発生した場合であって、過去の調査等の内容に問題がある場合</p> <p>(イ) 化学物質等による危険性又は有害性等に係る新たな知見を得たとき。</p> <p>(ウ) 前回の調査等から一定の期間が経過し、化学物質等に係る機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合</p> <p>(2) 事業者は、(1)のアからエに掲げる作業を開始する前に、リスク低減措置を実施することが必要であることに留意するものとする。</p> <p>(3) 事業者は、(1)のアからエに係る計画を策定するときは、その計画を策定するときにおいても調査等を実施することが望ましい。</p>	<p>(5) 指針の5(1)オ(イ)の「化学物質等による危険性又は有害性等に係る新たな知見」には、例えば、化学物質等の危険性又は有害性に係る新たに明らかになった特性、化学物質等による危険性又は有害性のGHSの分類の追加又はその区分の変更、ばく露限界の新規設定又は変更があること。</p> <p>(6) 指針の5(1)オ(ウ)の規定は、実施した調査等について、設備の経年劣化等の状況の変化に対応するため、定期的に再度調査等を実施し、それに基づくリスク低減措置を実施することが必要であることから設けられたものであること。なお、ここでいう「一定の期間」については、事業者が設備や作業等の状況を踏まえ決定し、それに基づき計画的に調査等を実施すること。</p> <p>(7) 指針の5(1)オ(ウ)の「新たな安全衛生に係る知見」には、例えば、社外における類似作業で発生した災害など、従前は想定していなかったリスクを明らかにする情報があること。</p> <p>(8) 指針の5(3)は、実際に建設物、設備等の設置等の作業を開始する前に、設備改修計画、工事計画や施工計画等を作成することが一般的であり、かつ、それら計画の段階で調査等を実施することでより効果的なリスク低減措置の実施が可能となることから設けられた規定であること。また、計画策定時に調査等を行った後に指針の5(1)の作業等を行う場合、同じ事項に重ねて調査等を実施する必要はないこと。</p> <p>(9) 既に設置されている建設物等や採用されている作業方法等であって、調査等が実施されていないものに対しては、指針の5(1)にかかわらず、計画的に調査等を実施することが望ましいこと。</p>
<p>6 対象の選定</p> <p>事業者は、次により調査等の実施対象を選定するものとする。</p> <p>(1) 事業場におけるすべての化学物質等による危険性又は有害性等を調査等の対象とすること。</p> <p>(2) 過去に化学物質等による労働災害が発生した作業、化学物質等による危険又は健康障害のおそれがある事象が発生した作業等、化学物質等による危険性又は有害性による負傷又は疾病の発生が</p>	<p>6 対象の選定について</p> <p>(1) 指針の6は、調査等の実施対象の選定基準について規定したものであること。</p> <p>(2) 指針の6(2)の「化学物質等による危険又は健康障害のおそれがある事象が発生した作業等」の「等」には、労働災害を伴わなかった危険又は健康障害のおそれのある事象(ヒヤリハット事例)のあった作業、労働者が日常不安を感じている作業、過去に事故のあった設備等を使用する作業、又は操作が複雑な化学物質等に係る機械設備等の操作が含まれること。</p> <p>(3) 指針の6(2)の「合理的に予見可能」とは、負傷又は疾病を予見するために十分な検討を行えば、現時点の知見で予見し得ることをいうこと。</p>

化学物質リスクアセスメント指針

指針	施行通達(基発第0330004号)
<p>合理的に予見可能であるものは、調査等の対象とすること。</p>	
<h2>7 情報の入手</h2>	<h2>7 情報の入手について</h2>
<p>(1) 事業者は、調査等の実施に当たり、次に掲げる資料等を入手し、その情報を活用するものとする。</p>	<p>(1) 指針の7は、調査等の実施に当たり、事前に入手すべき情報を規定したものであること。</p>
<p>入手に当たっては、現場の実態を踏まえ、定常的な作業に係る資料等のみならず、非定常作業に係る資料等も含めるものとする。</p>	<p>(2) 指針の7(1)の「非定常作業」には、機械設備等の保守点検作業や補修作業に加え、予見される緊急事態への対応も含まれること。</p> <p>なお、工程の切替(いわゆる段取り替え)に関する情報についても入手すべきものであること。</p>
<p>ア 化学物質等安全データシート(MSDS)、仕様書等、化学物質等、化学物質等に係る機械設備等に係る危険性又は有害性に関する情報</p>	<p>(3) 指針の7(1)アからキまでについては、以下に留意すること。</p> <p>ア 指針の7(1)アの「危険性又は有害性に関する情報」には、例えば、使用する化学物質の化学物質等安全データシート(MSDS)、使用する設備等の仕様書、取扱説明書、「機械等の包括的な安全基準に関する指針」(平成13年6月1日付け基発第501号)に基づき提供される「使用上の情報」があること。</p>
<p>イ 化学物質等に係る作業標準、作業手順書等</p>	<p>イ 指針の7(1)イの「作業手順書等」の「等」には、例えば、操作説明書、マニュアルがあること。</p>
<p>ウ 化学物質等に係る機械設備等のレイアウト等、作業の周辺環境に関する情報</p>	<p>ウ 指針の7(1)ウの「作業の周辺環境に関する情報」には、例えば、周辺の化学物質等に係る機械設備等の配置状況や当該機械設備等から外部へ拡散する化学物質等の情報があること。また、発注者において行われたこれらに係る調査等の結果も含まれること。</p>
<p>エ 作業環境測定結果等</p>	<p>エ 指針の7(1)エの「作業環境測定結果等」の「等」には、例えば、特殊健康診断結果、生物学的モニタリング結果があること。</p>
<p>オ 混在作業における化学物質等による危険性又は有害性等、複数の事業者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報</p>	<p>オ 指針の7(1)オの「複数の事業者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報」には、例えば、塗装作業の実施予定、化学物質等に係る設備の整備作業の状況があること。</p>
<p>カ 災害事例、災害統計等</p>	<p>カ 指針の7(1)カの「災害事例、災害統計等」には、例えば、事業場内の災害事例、災害の統計・発生傾向分析、ヒヤリハット、トラブルの記録、労働者が日常不安を感じている作業等の情報があること。また、同業他社、関連業界の災害事例等を収集することが望ましいこと。</p>
<p>キ その他、調査等の実施に当たり参考となる資料等</p>	<p>キ 指針の7(1)キの「その他、調査等の実施に当たり参考となる資料等」の「等」には、例えば、化学物質等による危険性</p>

指針	施行通達(基発第0330004号)
<p>(2) 事業者は、情報の入手に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>ア 新たな化学物質等を外部から取得等しようとする場合には、当該化学物質等を譲渡し、又は提供する者から、当該化学物質等に係る化学物質等安全データシート(MSDS)を入手すること。</p> <p>イ 化学物質等に係る新たな機械設備等を外部から導入しようとする場合には、当該機械設備等のメーカーに対し、当該設備等の設計・製造段階において調査等を実施することを求め、その結果を入手すること。</p> <p>ウ 化学物質等に係る機械設備等の使用又は改造等を行おうとする場合に、自らが当該機械設備等の管理権原を有しないときは、管理権原を有する者等が実施した当該機械設備等に対する調査等の結果を入手すること。</p> <p>エ 複数の事業者が同一の場所で作業する場合には、混在作業における化学物質等による労働災害を防止するために元方事業者が実施した調査等の結果を入手すること。</p> <p>オ 化学物質等にはく露するおそれがある場所等、化学物質等による危険性又は有害性等がある場所において、複数の事業者が作業を行う場合には、元方事業</p>	<p>又は有害性に係る文献、作業を行うために必要な資格・教育の要件、セーフティ・アセスメント指針に基づく調査等の結果、危険予知活動(KYT)の実施結果、職場巡視の実施結果があること。</p> <p>(4) 指針の7(2)については、以下の事項に留意すること。</p> <p>ア 指針の7(2)アは、化学物質等による危険性又は有害性に係る情報が化学物質等安全データシート(MSDS)により伝達されることが調査等において重要であることから、化学物質等を取得する事業者は当該化学物質等を譲渡し、又は提供する者に、必要に応じ当該化学物質等による危険性又は有害性の調査等を求めること等により、化学物質等安全データシート(MSDS)を入手することを定めたものであること。</p> <p>イ 指針の7(2)イは、「機械等の包括的な安全基準に関する指針」、ISO、JISの「機械類の安全性」の考え方に基づき、化学物質等に係る機械設備等の設計・製造段階における安全対策を行うことが重要であることから、機械設備等を使用する事業者は、導入前に製造者に調査等の実施を求め、使用上の情報等の結果を入手することを定めたものであること。</p> <p>ウ 指針の7(2)ウは、使用する機械設備等に対する設備的改善は管理権原を有する者のみが行い得ることから、その機械設備等を使用させる前に、管理権原を有する者が調査等を実施し、その結果を機械設備等の使用者が入手することを定めたものであること。</p> <p>また、爆発等の危険性のあるものを取り扱う機械設備等の改造等を請け負った事業者が、内容物等の危険性を把握することは困難であることから、管理権原を有する者が調査等を実施し、その結果を請負業者が入手することを定めたものであること。</p> <p>エ 指針の7(2)エは、同一の場所で混在して実施する作業を請け負った事業者は、混在の有無や混在作業における化学物質等による危険性又は有害性を把握できないので、元方事業者がこれらの事項について事前に調査等を実施し、その結果を関係請負人が入手することを定めたものであること。</p> <p>オ 指針の7(2)オは、化学物質等の製造工場や化学プラント等の建設、改造、修理等の現場においては、請負事業者が混在して作業を行っていることから、どの請負事業者が調査等を実施すべきか明確でない場合があるため、元方事</p>

指針	施行通達(基発第0330004号)
<p>者が実施した当該場所に関する調査等の結果を入手すること。</p>	<p>業者が調査等を実施し、その結果を関係請負人が入手することを定めたものであること。</p>
<h2>8 危険性又は有害性の特定</h2>	<h2>8 危険性又は有害性の特定について</h2>
<p>(1) 事業者は、化学物質等について、作業標準等に基づき、化学物質等による危険性又は有害性を特定するために必要な単位で作業を洗い出した上で、国際連合から勧告として公表された「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)」(以下「GHS」という。)で示されている危険性又は有害性の分類等に則して、各作業における危険性又は有害性を特定するものとする。</p>	<p>(1) 指針の8は、危険性又は有害性の特定の方法について規定したものであること。</p> <p>(2) 指針の8(1)の作業の洗い出しは、作業標準、作業手順等を活用し、化学物質等による危険性又は有害性を特定するために必要な単位で実施するものであること。</p> <p>なお、作業標準がない場合には、当該作業の手順を書き出した上で、それぞれの段階ごとに調査等の対象を特定すること。</p> <p>(3) 指針の8(1)の「危険性又は有害性の分類」には、別添3[52頁左欄に掲載]に示すGHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)で定められた分類があること。各事業者が設備、作業等に応じて定めた独自の分類がある場合には、それを用いることも差し支えないものであること。(指針の9(4)においても同様であること。)</p>
<p>ただし、化学プラント等においては、工程ごとに分割する方法、又は配置ごとに分割する方法等によりいくつかのブロックに分割し、ブロック内の設備ごとに調査等の対象とし、化学物質等の危険性又は有害性を特定するものとする。</p>	<p>(4) 指針の8(1)のただし書は、化学プラント等において、定常作業時には、周辺に労働者の作業場所が無い場所を含めて、化学プラント等を工程ごとに分割する方法又は配置ごとに分割する方法等により、いくつかのブロックに分割し、ブロック内の設備ごとに調査等の対象とすることによって、化学物質等による危険性又は有害性を特定する手法を示すものであること。</p> <p>また、「化学プラント等」の「等」には、例えば、紙パルプ製品製造設備、発電設備、製鉄設備があること。</p>
<p>(2) 事業者は、(1)の化学物質等による危険性又は有害性の特定に当たり、労働者の疲労等の危険性又は有害性への付加的影響を考慮するものとする。</p>	<p>(5) 指針の8(2)は、労働者の疲労等により、負傷又は疾病が発生する可能性やその重篤度が高まることを踏まえて、危険性又は有害性の特定を行う必要がある旨を規定したものであること。したがって、指針の9のリスク見積りににおいても、これら疲労等による可能性の度合と重篤度の付加を考慮する必要があるものであること。</p>
<h2>9 リスクの見積り</h2>	<h2>9 リスクの見積りについて</h2>
<p>(1) 事業者は、リスク低減の優先度を決定するため、次に掲げる方法等により、化学物質等による危険性又は有害性により発生するおそ</p>	<p>(1) 指針の9はリスクの見積りの方法等について規定したものであるが、その実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 指針の9は、リスクの見積りの方法、留意事項等について規定したものであること。</p>

指針	施行通達(基発第0330004号)
<p>れのある負傷又は疾病の重篤度及びそれらの発生の可能性の度合をそれぞれ考慮して、リスクを見積もるものとする。</p>	<p>イ 指針の9のリスクの見積りは、優先度を定めるために行うものであるので、必ずしも数値化する必要はなく、相対的な分類でも差し支えないこと。</p>
<p>ア 負傷又は疾病の重篤度とそれらが発生する可能性の度合を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ重篤度及び可能性の度合に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法</p>	<p>ウ 指針の9(1)の「負傷又は疾病」には、それらによる死亡も含まれること。また、「危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病」は、ISO等においては「危害」(harm)、「負傷又は疾病の重篤度」とは、「危害のひどさ」(severity of harm)等の用語で表現されているものであること。</p>
<p>イ 負傷又は疾病の発生する可能性とその重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等してリスクを見積もる方法</p>	<p>エ 指針の9(1)アからウまで並びに指針の9(2)ア及びイに掲げる方法は、代表的な手法の例であり、(1)又は(2)の柱書きに定める事項を満たしている限り、他の手法によっても差し支えないこと。</p>
<p>ウ 負傷又は疾病の重篤度及びそれらが発生する可能性等を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法</p>	<p>オ 指針の9(1)アで定める手法は、負傷又は疾病の重篤度と可能性の度合をそれぞれ横軸と縦軸とした表(行列:マトリクス)に、あらかじめ重篤度と可能性の度合に応じたリスクを割り付けておき、見積対象となる負傷又は疾病の重篤度に該当する列を選び、次に発生の可能性の度合に該当する行を選ぶことにより、リスクを見積もる方法であること。(別添4の例1に記載例を示す。[32-33頁参照、例2、3も同じ])</p>
<p>(2) 事業者は、化学物質等による疾病については、(1)にかかわらず、化学物質等の有害性の度合及びばく露の量のそれぞれを考慮して次の手法により見積もることができる。なお、次の手法のうち、アの方法を採ることが望ましい。</p>	<p>カ 指針の9(1)イで定める手法は、負傷又は疾病の発生する可能性の度合とその重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算(かけ算、足し算等)してリスクを見積もる方法であること。(別添4の例2に記載例を示す。)</p> <p>キ 指針の9(1)ウで定める手法は、負傷又は疾病の重篤度、危険性へのばく露の頻度、回避可能性等をステップごとに分岐していくことにより、リスクを見積もる方法(リスクグラフ)であること。(別添4の例3に記載例を示す。)</p>
<p>ア 調査の対象とした化学物質等への労働者のばく露濃度を測定し、測定結果を当該化学物質のばく露限界(日本産業衛生学会の「許容濃度」等)と比較</p>	<p>(2) 指針の9(2)は化学物質等による疾病に係るリスクの見積りの方法等について規定したものであるが、その実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。</p>
	<p>ア 指針の9(2)アは、実際のばく露量を測定し、ばく露限界と比較する手法を示すものであり、ばく露の程度を把握するに当たって指針の9(2)イの手法より確実性が高い手法であること。(別添4-2の1[省略]参照)</p>
	<p>イ 指針の9(2)アの「ばく露濃度等」の「等」には気中有害物質濃度が含まれること。また、「日本産業衛生学会の「許容濃度」等」の「等」にはACGIH(米国産業衛生専門家会議)のTLV-TWA(Threshold Limit Value-Time Weighted Average)が含まれること。</p>

化学物質リスクアセスメント指針

指針	施行通達(基発第0330004号)
<p>する方法。その結果、ばく露濃度等がばく露限界を下回る場合は、当該リスクは、許容範囲内であるものとして差し支えないものであること。</p> <p>イ 調査の対象とした化学物質等による有害性及び当該化学物質等への労働者のばく露の程度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ有害性及びばく露の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる等の方法。</p> <p>(3) 事業者は、(1)の負傷若しくは疾病の発生の可能性の度合又は(2)の労働者のばく露濃度の評価を行うに際して次の事項を把握し、活用すること。</p> <p>ただし、ケの事項については、当該情報を有する場合に限る。</p> <p>ア 当該化学物質等の性状</p> <p>イ 当該化学物質等の製造量又は取扱量</p> <p>ウ 当該化学物質等の製造等に係る作業の内容</p> <p>エ 当該化学物質等の製造等に係る作業の条件及び関連設備の状況</p> <p>オ 当該化学物質等の製造等に係る作業への人員配置の状況</p> <p>カ 作業時間</p> <p>キ 換気設備の設置状況</p> <p>ク 保護具の使用状況</p> <p>ケ 当該化学物質等に係る既存の作業環境中の濃度若しくはばく露濃度の測定結果又は生物学的モニタリング結果</p>	<p>ウ 指針の9(2)イは、指針の9(1)のアの方法の縦軸と横軸を有害性とばく露の程度に置き換えたものであること。(別添4-2の2参照[省略])</p> <p>(3) 指針の9(3)の事項については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 指針の9(3)は、化学物質等による危険性又は有害性により負傷が発生する可能性の度合は化学物質等の性質とその製造等の条件との関係から、化学物質等による危険性又は有害性により疾病が発生する可能性の度合は化学物質等へのばく露の程度から、それぞれ予測することが必要であることから、指針の9(3)に掲げた事項を把握し、活用することを規定したものであること。</p> <p>イ 指針の9(3)アの「性状」とは、例えば、固体、スラッジ、液体、ミスト、気体等を指すこと。</p> <p>また、例えば、固体の場合、塊、フレーク、粒、粉等を指すこと。</p> <p>ウ 指針の9(3)イの「製造量又は取扱量」は、化学物質等の種類ごとに把握すべきものであること。</p> <p>また、タンク等に保管されている化学物質等の量が含まれること。</p> <p>エ 指針の9(3)ウの「作業」は、定常作業であるか非定常作業であるかを問わず、化学物質等による危険性又は有害性による負傷又は疾病が発生する可能性のある作業をいうこと。</p> <p>オ 指針の9(3)ウは、ばく露の程度に係る情報を得るために規定したものであること。</p> <p>カ 指針の9(3)エの「製造等に係る作業の条件」には、例えば、製造等を行う化学物質等を取扱う温度、圧力があること。</p> <p>キ 指針の9(3)エの「関連設備の状況」には、例えば、設備の密閉度合、温度や圧力の測定装置の設置状況があること。</p> <p>ク 指針の9(3)オの「製造等に係る作業への人員配置の状況」には、化学物質等による危険性又は有害性による負傷を受ける可能性のある者及び化学物質等へのばく露を受ける可能性のある者の人員配置の状況が含まれること。</p> <p>ケ 指針の9(3)キの「換気設備の設置状況」には、例えば、局所排気装置、全体換気装置及びプッシュプル型換気装置の設置状況及びその制御風速、換気量があること。</p> <p>コ 指針の9(3)クの「保護具の使用状況」には、労働者への保</p>

指針	施行通達(基発第0330004号)
<p>(4) 事業者は、事業場における化学物質等についての(1)又は(2)の見積りを、GHSで示されている危険性又は有害性の分類等に則して行うものとする。</p> <p>また、その際、次に掲げる事項を考慮すること。</p> <p>ア 安全装置の設置、立入禁止措置、排気・換気装置の設置その他の労働災害防止のための機能又は方策(以下「安全衛生機能等」という。)の信頼性及び維持能力</p> <p>イ 安全衛生機能等を無効化する又は無視する可能性</p> <p>ウ 作業手順の逸脱、操作ミスその他の予見可能な意図的・非意図的な誤使用又は危険行動の可能性</p> <p>エ 有害性が立証されていない場合でも、一定の根拠がある場合は、その根拠に基づき、有害性が存在すると仮定して見積もるよう努めること。</p>	<p>護具の配布状況、保護具の着用義務を労働者に履行させるための手段の運用状況及び保護具の保守点検状況が含まれること。</p> <p>サ 指針の9(3)ケの「作業環境中の濃度若しくはばく露濃度の測定結果」には、調査対象作業場所での測定結果が無く、類似作業場所での測定結果がある場合には、当該結果が含まれること。</p> <p>(4) 指針の9(4)前段の事項については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 指針の9(4)前段「GHSで示されている危険性又は有害性の分類等」については、個々の化学物質等の分類に関して適用できるものであっても、これらの化学物質等の相互間の化学反応による危険性又は有害性(発熱等の事象)が予測される場合には、事象に即してその危険性又は有害性にも留意すること。</p> <p>イ 化学物質等による負傷の重篤度又はそれらが発生する可能性の度合の見積りに当たっては、必要に応じ、以下の事項に留意すること。</p> <p>(ア) 反応、分解、発火、爆発、火災等の起こしやすさに関する化学物質の特性(感度)</p> <p>(イ) 爆発を起こした場合のエネルギーの発生挙動に関する化学物質の特性(威力)</p> <p>(ウ) タンク等に保管されている化学物質の保管量等</p> <p>ウ 化学物質等による疾病の重篤度又はそれらが発生する可能性の度合の見積りに当たっては、必要に応じ、以下の事項に留意すること。</p> <p>(ア) 化学物質等の取扱量、濃度、接触の頻度等</p> <p>(イ) 有害化学物質等への労働者のばく露量とばく露限界との比較</p> <p>(ウ) 侵入経路等</p> <p>エ 負傷又は疾病の重篤度や発生可能性の見積りにおいては、生理学的要因(単調連続作業等による集中力の欠如、深夜労働による影響等)にも配慮すること。</p> <p>(5) 指針の9(4)後段の安全衛生機能等に関する考慮については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 指針の9(4)後段アの「安全衛生機能等の信頼性及び維持能力」に関して考慮すべき事項には、必要に応じ、以下の事項が含まれること。</p> <p>(ア) 安全装置等の機能の故障頻度・故障対策、メンテナンス</p>


化学物質リスクアセスメント指針

指針	施行通達(基発第0330004号)
<p style="text-align: right;">(別添3)</p> <p>化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)で示されている危険性又は有害性の分類</p> <p>1 危険性</p> <p>(1) 火薬類</p> <p>(2) 引火性/可燃性ガス</p> <p>(3) 引火性エアゾール</p> <p>(4) 酸化性ガス</p> <p>(5) 高压ガス</p> <p>(6) 引火性液体</p> <p>(7) 可燃性固体</p> <p>(8) 自己反応性化学物質</p> <p>(9) 自然発火性液体</p> <p>(10) 自然発火性固体</p> <p>(11) 自己発熱性化学物質</p> <p>(12) 水反応可燃性化学物質</p> <p>(13) 酸化性液体</p> <p>(14) 酸化性固体</p> <p>(15) 有機過酸化物</p> <p>(16) 金属腐食性物質</p> <p>2 有害性</p> <p>(1) 急性毒性</p> <p>(2) 皮膚腐食性/刺激性</p> <p>(3) 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性</p> <p>(4) 呼吸器感作性又は皮膚感作性</p> <p>(5) 生殖細胞変異原性</p> <p>(6) 発がん性</p> <p>(7) 生殖毒性体</p> <p>(8) 特定標的臓器/全身毒性-単回ばく露</p> <p>(9) 特定標的臓器/全身毒性-反復ばく露</p> <p>(5) 事業者は、(1)の見積りに当たり、次に掲げる事項に留意するもの</p>	<p>状況、局所排気装置、全体換気装置の点検状況、密閉装置の密閉度の点検、交換頻度、保管場所等の保護具の管理状況、使用者の訓練状況等</p> <p>(イ) 立入禁止措置等の管理的方策の周知状況、柵等のメンテナンス状況</p> <p>イ 指針の9(4)後段イの「安全衛生機能等を無効化する又は無視する可能性」に関して考慮すべき事項には、必要に応じ、以下の事項が含まれること。</p> <p>(ア) 生産性の低下、短時間作業である等の理由による保護具の非着用等、労働災害防止のための機能・方策を無効化させる動機</p> <p>(イ) スイッチの誤作動防止のための保護錠が設けられていない、局所排気装置のダクトのダンパーが担当者以外でも操作できる等、労働災害防止のための機能・方策の無効化しやすさ</p> <p>ウ 指針の9(4)後段ウの作業手順の逸脱等の予見可能な「意図的」な誤使用又は危険行動の可能性に関して考慮すべき事項には、必要に応じ、以下の事項が含まれること。</p> <p>(ア) 作業手順等の周知状況</p> <p>(イ) 近道行動(最小抵抗経路行動)</p> <p>(ウ) 監視の有無等の意図的な誤使用等のしやすさ</p> <p>(エ) 作業者の資格・教育等</p> <p>エ 指針の9(4)後段エの操作ミス等の予見可能な「非意図的」な誤使用の可能性に関して考慮すべき事項には、必要に応じ、以下の事項が含まれること。</p> <p>(ア) ボタンの配置、ハンドルの操作方向のばらつき等の人間工学的な誤使用等の誘発しやすさ、化学物質等を入れた容器への内容物の記載手順</p> <p>(イ) 作業者の資格・教育等</p> <p>オ 指針の9(4)後段オは、疾病の重篤度の見積りに当たっては、いわゆる予防原則に則り、有害性が立証されておらず、化学物質等安全データシート(MSDS)等が添付されていない化学物質等を使用する場合にあっては、関連する情報を供給者や専門機関等に求め、その結果、一定の有害性が指摘されている場合は、入手した情報に基づき、有害性を推定することが望ましいことを規定したものであること。</p> <p>(6) 指針の9(5)の事項については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 指針の9(5)ア及びイの重篤度の予測に当たっては、抽象</p>

指針	施行通達(基発第0330004号)
<p>とする。</p> <p>ア 予想される負傷又は疾病の対象者及び内容を明確に予測すること。</p> <p>イ 過去に実際に発生した負傷又は疾病の重篤度ではなく、最悪の状況を想定した最も重篤な負傷又は疾病の重篤度を見積もること。</p> <p>ウ 負傷又は疾病の重篤度は、傷害や疾病等の種類にかかわらず、共通の尺度を使うことが望ましいことから、基本的に、負傷又は疾病による休業日数等を尺度として使用すること。</p>	<p>的な検討ではなく、極力、どのような負傷や疾病がどの作業者に発生するのかを具体的に予測した上で、その重篤度を見積もること。また、直接作業を行う者のみならず、作業の工程上その作業場所の周辺にいる作業者等も検討の対象に含むこと。</p> <p>イ 指針の9(5)ウの「休業日数等」の「等」には、後遺障害の等級や死亡が含まれること。</p>
<p>10 リスク低減措置の検討及び実施</p>	<p>10 リスク低減措置の検討及び実施について</p>
<p>(1) 事業者は、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともに、次に掲げる優先順位でリスク低減措置内容を検討の上、実施するものとする。</p> <p>ア 危険性若しくは有害性が高い化学物質等の使用の中止又は危険性若しくは有害性のより低い物への代替</p> <p>イ 化学反応のプロセス等の運転条件の変更、取り扱う化学物質等の形状の変更等による、負傷が生ずる可能性の度合又はばく露の程度の低減</p> <p>ウ 化学物質等に係る機械設備等の防爆構造化、安全装置の二重化等の工学的対策又は化学物質等に係る機械設備等の密閉化、局所排気装置の設置等の衛生工学的対策</p> <p>エ マニュアルの整備等の管理</p>	<p>(1) 指針の10(1)の事項については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 指針の10(1)アの「使用の中止」とは、危険性又は有害性が高い化学物質等を用いる工程を化学物質等を用いない工程に替えることにより化学物質等による危険性又は有害性を除去することをいい、また、「危険性若しくは有害性のより低い物への代替」とは、製造等に使用する化学物質等を、危険性又は有害性がより低い他の化学物質等に代替し、化学物質等による危険性又は有害性の程度を低減させる措置をいうこと。</p> <p>イ 指針の10(1)イの「化学反応のプロセス等の運転条件の変更、取り扱う化学物質の形状の変更等による、負傷が生ずる可能性又はばく露の程度の低減」とは、アの措置を講ずることができず、同一の化学物質等の製造等を経るものの、当該化学物質等による危険性又は有害性による負傷又は疾病の発生の可能性の度合の抜本的低減を図る措置をいうこと。</p> <p>ウ 指針の10(1)ウの「工学的対策」とは、イの措置を講ずることができず抜本的には低減できなかった当該化学物質等による危険性による負傷の発生の可能性の度合に対し、防爆構造化、安全装置の多重化等の措置を実施し、当該化学物質等による危険性による負傷の発生の可能性の度合の低減を図る措置をいうこと。</p> <p>また、指針の10(1)ウの「衛生工学的対策」とは、イの措置を講ずることができず抜本的には低減できなかった当該化学物質等による有害性による疾病の発生の可能性の度合に対し、機械設備等の密閉化、局所排気装置等の設置等の措置を実施し、当該化学物質等による有害性による疾病の発生の可能性の度合の低減を図る措置をいうこと。</p> <p>エ 指針の10(1)エの「管理的対策」とは、アからウまでの措置</p>

化学物質リスクアセスメント指針

指針	施行通達(基発第0330004号)
<p>的対策</p> <p>オ 個人用保護具の使用</p> <p>(2) (1)の検討に当たっては、リスク低減に要する負担がリスク低減による労働災害防止効果と比較して大幅に大きく、両者に著しい不均衡が発生する場合であって、措置を講ずることを求めることが著しく合理性を欠くと考えられるときを除き、可能な限り高い優先順位のリスク低減措置を実施する必要があるものとする。</p> <p>(3) なお、死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすおそれのあるリスクに対して、適切なリスク低減措置の実施に時間を要する場合は、暫定的な措置を直ちに講ずるものとする。</p>	<p>により除去しきれなかった化学物質等による危険性又は有害性に対し、マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露管理、警報の運用、二人組制の採用、教育訓練、健康管理等の作業等者を管理することによる対策を実施するものであること。</p> <p>オ 指針の10(1)オの「個人用保護具の使用」は、アからエまでの措置により除去されなかった、化学物質等による危険性又は有害性に対して、呼吸用保護具や保護衣等の使用を義務づけるものであること。また、この措置により、アからエまでの措置の代替を図ってはならないこと。</p> <p>カ 指針の10(1)のリスク低減措置の検討に当たっては、大気汚染防止法等の公害その他一般公衆の災害を防止するための法令に反しないように配慮する必要があること。</p> <p>(2) 指針の10(2)は、合理的に実現可能な限り、より高い優先順位のリスク低減措置を実施することにより、「合理的に実現可能な程度に低い」(ALARP: As Low As Reasonably Practicable) レベルにまで適切にリスクを低減するという考え方を規定したものであること。</p> <p>なお、低減されるリスクの効果に比較して必要な費用等が大幅に大きいなど、両者に著しい不均衡を発生させる場合であっても、死亡や重篤な後遺障害をもたらす可能性が高い場合等、対策の実施に著しく合理性を欠くとはいえない場合には、措置を実施すべきものであること。</p> <p>(3) 指針の10(2)に従い、リスク低減のための対策を決定する際には、既存の行政指針、ガイドライン等に定められている対策と同等以上とすることが望ましいこと。また、高齢者、日本語が通じない労働者、経験の浅い労働者等、安全衛生対策上の弱者に対しても有効なレベルまでリスクが低減されるべきものであること。</p> <p>(4) 指針の10(3)は、死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすリスクに対して、(2)の考え方に基づく適切なリスク低減を実施するのに時間を要する場合に、それを放置することなく、実施可能な暫定的な措置を直ちに実施する必要があることを規定したものであること。</p>
<p>11 記録</p> <p>事業者は、次に掲げる事項を記録するものとする。</p> <p>(1) 調査した化学物質等</p>	<p>11 記録について</p> <p>(1) 指針の11(1)から(6)までに掲げる事項を記録するに当たっては、調査等を実施した日付及び実施者を明記すること。</p> <p>(2) 指針の11(6)のリスク低減措置には、当該措置を実施した</p>

指針	施行通達(基発第0330004号)
(2) 洗い出した作業又は工程 (3) 特定した危険性又は有害性 (4) 見積もったリスク (5) 設定したリスク低減措置の優先度 (6) 実施したリスク低減措置の内容	後に見込まれるリスクを見積もることも含まれること。 (3) 調査等の記録は、次回調査等を実施するまで保管すること。なお、記録の記載例を別添5に示す。 

(別添5)

記録の記載例

工場長	環境安全衛生部長	総務課長

調査等の対象	実施年月日	実施管理者	実施者
○○○○製造工場	平成○年○月○日	衛生管理者 ○○○○	化学物質管理者 ○○○◇ <input type="checkbox"/> 研究室 <input type="checkbox"/> ○○○室長 工務課 ◇○○○係長

No.	化学物質等の名称	危険性又は有害性 社内ランク	作業の種類	負傷が発生する可能性の度合又はばく露の程度 作業の状況 危険性又は有害性	取扱量	負傷又は疾病の発生可能性 リスク優先度		リスク低減対策	採用したリスク低減対策	措置後のリスク
						IV	4			
化学物質名：○○○○ GHS分類等：酸化性固体・区分3・事業場内区分 s-C、皮膚刺激性・区分2・事業場内区分 h-C 荷姿：粉状、10kg 紙袋、月 200kg										
1	○○○○	s-C h-C	倉庫搬入	パレット上の袋をフォークリフトで搬入 防じんマスク、保護手袋、保護眼鏡着用 1人での作業 破袋のおそれ	200 Kg/月 1回	IV	4	包装を袋からコンテナへ変更 粉状形態から粒状形態に変更 誘導者の配置 保護具着用の一層の徹底	粉状形態から粒状形態に変更 (納入者との協議開始) 保護具着用の一層の徹底	3
2	同上	同上	反応槽への投入	袋の上端を切断し、投入口から投入 1人での作業 全体換気装置あり 防じんマスク、保護手袋、保護眼鏡着用 周辺に3名の持ち場 周辺への飛散のおそれ	10kg/1日 1回	III	3	包装を袋からコンテナへ変更 粉状形態から粒状形態に変更 局所排気装置の増設 保護具着用の一層の徹底		1

3	同上	同上	空袋の処理	同上 投入後袋を折りたたんで所定の置き場へ 1人での作業 全体換気装置あり 防じんマスク、保護手袋、保護眼鏡着用 周辺に3名の持ち場 残留物の飛散のおそれ	1袋/1日 1回	III	3	包装を袋からコンテナへ変更 粉状形態から粒状形態に変更 局所排気装置の増設 保護具着用の一層の徹底		2
4		同上	反応	物質Bとの反応。発熱反応。 反応槽周囲5名の持ち場 温度で制御 制御失敗のおそれ	10kg/1日 1回	I	2	制御用温度センサーの二重化 現状リスクの受け入れ	制御用温度センサーの二重化	2

化学物質名：○○△△ GHS分類等：急性毒性・区分4・事業場内区分 h-D 荷姿：液体、500g ビン入り 沸点 50℃										
5	○○△△	h-D	製品Aの加工時着油 脂拭拭	1人での作業 個人ばく露測定結果あり、MOEは3.4	10g/d 2h/d	くばく露 限界	1	代替化学物質等の調査 現状の維持	現状の維持	1

過重労働健康障害防止総合対策

基発第0317008号

平成18年3月17日

都道府県労働基準局長殿

厚生労働省労働基準局長

過重労働による健康障害防止 のための総合対策について

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られている。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、この医学的知見を踏まえると、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要である。

このため、平成14年2月12日付け基発第0212001号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」（以下「旧総合対策」という。）に基づき所要の対策を推進してきたところであるが、昨年11月、働き方の多様化が進む中で、長時間労働に伴う健康障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化しており、これに的確に対処するため、必要な施策を整備充実する労働安全衛生法等の改正が行われたところである。

今般、今回の労働安全衛生法等の改正の趣旨を踏まえ、旧総合対策に基づく措置との整合性、

一貫性を考慮しつつ、新たに標記の総合対策を別紙1のとおり策定したので、各局においては、同総合対策に基づく措置の周知徹底を図り、改正労働安全衛生法の円滑かつ着実な施行と併せて、過重労働による健康障害防止対策のなお一層の推進に努められたい。

なお、旧総合対策は廃止する。

おって、関係団体に対し、別紙2〔省略〕のとおり要請を行ったので、了知されたい。

（別紙1）

過重労働による健康障害防止 のための総合対策

1 目的

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られている。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、この医学的知見を踏まえると、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要である。

このため、厚生労働省においては、平成14年2月から「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（以下「旧総合対策」という。）に基づき所要の対策を推進してきたところであるが、今般、働き方の多様化が進む中で、長時間労働に伴う健康障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化しており、これに的確に対処するため、必要な施策を整備充実する労働安全衛生法

等の改正が行われたところである。

本総合対策は、今回の労働安全衛生法等の改正の趣旨を踏まえ、旧総合対策に基づく措置との整合性、一貫性を考慮しつつ、事業者が講ずべき措置（別添「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」をいう。以下同じ。）を定めるとともに、当該措置が適切に講じられるよう国が行う周知徹底、指導等の所要の措置をとりまとめたものであり、これらにより過重労働による健康障害を防止することを目的とするものである。

2 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等の周知徹底

都道府県労働局及び労働基準監督署は、集団指導、監督指導、個別指導等のあらゆる機会を通じて、リーフレット等を活用しつつ、事業者が講ずべき措置の内容について、事業者に広く周知を図ることとする。

なお、この周知に当たっては、関係事業者団体等並びに都道府県産業保健推進センター及び地域産業保健センター等も活用することとする。

併せて、平成16年6月に公開した労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト等の周知も図ることとする。

3 過重労働による健康障害防止のための窓口指導等

(1) 36協定における時間外労働の限度時間に係る指導の徹底

ア 労働基準法第36条に基づく協定（以下「36協定」という。）の届出に際しては、労働基準監督署の窓口において次のとおり指導を徹底する。

(ア) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号。以下「限度基準」という。）に規定する限度時間を超える36協定については、限度時間を遵守するよう指導を行う。特に、限度基準第3条ただし書又は第4条に定める「特別の事情」を定めた36協定については、この「特別な事情」が臨時的

なものに限られるものとするよう指導する。また、過重労働による健康障害を防止する観点から、限度時間を超える一定の時間まで延長する労働時間をできる限り最小限のものとするようにリーフレット等を活用し指導する。

(イ) 限度基準に適合し、月45時間を超える時間外労働を行わせることが可能である36協定であっても、実際の時間外労働については月45時間以下とするようリーフレット等を活用し指導する。

(ウ) 休日労働を行うことが可能な36協定であっても、実際の休日労働をできる限り最小限のものとするようリーフレット等を活用して指導する。

イ 限度基準に規定する限度時間を超える36協定について、労働者代表からも事情を聴取した結果、労使当事者間の検討が十分尽くされていないと認められた場合などには、協定締結当事者である労働者側に対しても必要な指導を行う。

(2) 裁量労働制に係る周知指導

裁量労働制に係る届出に際しては、労働基準監督署の窓口において、リーフレット等を活用して、事業者が講ずべき措置の内容を周知指導する。

(3) 労働時間等の設定の改善に向けた自主的取組の促進に係る措置

限度基準に規定する限度時間を超える時間外労働を行わせることが可能な36協定を締結している事業場であって、労働時間等の設定の改善に向けた労使による自主的取組の促進を図ろうとするものに対し、平成18年4月1日より都道府県労働局に配置される労働時間設定改善コンサルタント（仮称）の活用が図られるよう措置する。

4 過重労働による健康障害防止のための監督指導等

時間外・休日労働時間（休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間をいう。以下同じ。）が月45時間を超えているおそれがある事業場に対しては、次のとおり指導する。

(1) 産業医、衛生管理者等の選任及び活動状況

並びに衛生委員会等の設置及び活動状況を確認し、必要な指導を行う。

- (2) 健康診断、健康診断結果についての医師からの意見聴取、健康診断実施後の措置、保健指導等の実施状況について確認し、必要な指導を行う。
- (3) 労働者の時間外・休日労働時間の状況を確認し、面接指導等（医師による面接指導及び面接指導に準ずる措置をいう。以下同じ。）及びその実施後の措置等（別添の5の（2）のAに掲げる措置をいう。）を実施するよう指導を行う。
- (4) （3）の面接指導等が円滑に実施されるよう、手続等の整備（別添の5の（2）のイに掲げる措置をいう。）の状況について確認し、必要な指導を行う。
- (5) 事業者が（3）の面接指導等（別添5の（2）のAの（ア）の①から③までに掲げる措置に限る。）に係る指導に従わない場合には、労働安全衛生法第66条第4項に基づき、当該面接指導等の対象となる労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数、過去の健康診断及び面接指導の結果等を踏まえた労働衛生指導医の意見を聴き、臨時の健康診断の実施を指示するとともに、厳正な指導を行う。
- (6) 事業場が常時50人未満の労働者を使用するものである場合には、必要に応じ地域産業保健センターの活用を勧奨する。

5 過重労働による業務上の疾病が発生した場合の再発防止対策を徹底するための指導等

- (1) 過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場に対する再発防止対策の徹底の指導
過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場については、当該疾病の原因の究明及び再発防止の措置を行うよう指導する。
- (2) 司法処分を含めた厳正な対処
過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場であって労働基準関係法令違反が認められるものについては、司法処分を含め



て厳正に対処する。

（別添）

過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置

1 趣旨

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られている。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、当該医学的知見を踏まえると、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要である。

このため、厚生労働省においては、平成14年2月から「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（以下「旧総合対策」という。）に基づき所要の対策を推進してきたところであるが、今般、働き方の多様化が進む中で、長時間労働に伴う健康障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化しており、これに的確に対処するため、必要な施策を整備充実する労働安全衛生法等の改正が行われたところである。

本措置は、このような背景を踏まえ、過重労働による労働者の健康障害を防止することを目的として、以下のとおり、事業者が講ずべき措置を定めたものである。

2 時間外・休日労働時間の削減

- (1) 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであり、また、時間外・休日労働時間（休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間をいう。以下同じ。）が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まるとの医学的知見が得られている。このようなことを踏まえ、事業者は、労働基準法第36条に基づく協定（以下「36協定」という。）の締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数

を代表する者とともにその内容が「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号。以下「限度基準」という。）に適合したものとなるようにするものとする。

また、限度基準第3条ただし書又は第4条に定める「特別の事情」（限度時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる事情）を定めた36協定については、この「特別の事情」が臨時的なものに限るとされていることに留意するものとする。さらに、月45時間を超えて時間外労働を行わせることが可能である場合であっても、事業者は、実際の時間外労働を月45時間以下とするよう努めるものとする。

さらに、事業者は、休日労働についても削減に努めるものとする。

- (2) 事業者は、「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置等に関する基準について」（平成13年4月6日付け基発第339号）に基づき、労働時間の適正な把握を行うものとする。
- (3) 事業者は、裁量労働制対象労働者及び管理・監督者についても、健康確保のための責務があることなどに十分留意し、当該労働者に対し、過重労働とならないよう十分な注意喚起を行うなどの措置を講ずるよう努めるものとする。

3 年次有給休暇の取得促進

事業者は、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用等により年次有給休暇の取得促進を図るものとする。

4 労働時間等の設定の改善

事業者は、過重労働による健康障害を防止する観点から、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第4条第1項に基づき、労働時間等の設定の改善に適切に対処するために必要な事項について定める労働時間等設定改善指針が平成18年4月1日から適用されることに留意しつつ、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

5 労働者の健康管理に係る措置の徹底

(1) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等

ア 健康管理体制の整備及び健康診断の実施

事業者は、労働安全衛生法に基づき、産業医や衛生管理者等を選任し、その者に事業場における健康管理に関する職務等を適切に行わせるとともに、衛生委員会等を設置し、適切に調査審議を行う等健康管理に関する体制を整備するものとする。

なお、事業場が常時50人未満の労働者を使用するものである場合には、地域産業保健センターの活用を図るものとする。

また、事業者は、労働安全衛生法に基づき、健康診断、健康診断結果についての医師からの意見聴取、健康診断実施後の措置、保健指導等を確実に実施するものとする。特に、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6月以内ごとに1回の健康診断を実施しなければならないことに留意するものとする。

イ 自発的健康診断受診支援助成金の活用等

事業者は、深夜業に従事する労働者を対象とした自発的健康診断受診支援助成金制度や血圧等一定の健康診断項目に異常の所見がある労働者を対象とした二次健康診断等給付制度の活用について、労働者への周知に努めるものとするとともに、労働者からこれらの制度を活用した健康診断の結果の提出があったときには、その結果に基づく事後措置についても講ずる必要があることについて留意するものとする。

また、事業者は、労働安全衛生法に基づき、労働者の健康保持増進を図るための措置を継続的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等

ア 面接指導等（医師による面接指導及び面接指導に準ずる措置をいう。以下同じ。）の実施等

(ア) 事業者は、労働安全衛生法等に基づき、労

働者の時間外・休日労働時間に応じた面接指導等を次のとおり実施するものとする。

- ① 時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超える労働者であって、申出を行ったものについては、医師による面接指導を確実に実施するものとする。
- ② 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超える労働者であって、申出を行ったもの（①に該当する労働者を除く。）については、面接指導等を実施するよう努めるものとする。
- ③ 時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超える労働者（①に該当する労働者を除く。）又は時間外・休日労働時間が2ないし6月の平均で1月当たり80時間を超える労働者については、医師による面接指導を実施するよう努めるものとする。
- ④ 時間外・休日労働時間が1月当たり45時間を超える労働者で、健康への配慮が必要と認められた者については、面接指導等の措置を講ずることが望ましいものとする。

イ 事業者は、労働安全衛生法等に基づき、面接指導等の実施後の措置等を次のとおり実施するものとする。

- ① (ア)の①の医師による面接指導を実施した場合は、その結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、遅滞なく医師から意見聴取するものとする。また、その意見を勘案し、必要があると認めるときは、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少など適切な事後措置を講ずるものとする。
- ② (ア)の②から④までの面接指導等を実施した場合は、①に準じた措置の実施に努めるものとする。
- ③ 面接指導等により労働者のメンタルヘルス不調が把握された場合は、面接指導を行った医師、産業医等の助言を得ながら必要に応じ精神科医等と連携を図りつつ対応するものとする。

イ 面接指導等を実施するための手続等の整

備

(ア)事業者は、アの面接指導等を適切に実施するために、衛生委員会等において、以下の事項について調査審議を行うものとする。また、この結果に基づく必要な措置を講ずるものとする。

- ① 面接指導等の実施方法及び実施体制に関すること。
- ② 面接指導等の申出が適切に行われるための環境整備に関すること。
- ③ 面接指導等の申出を行ったことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われないようにするための対策に関すること。
- ④ アの(ア)の②から④までに該当する者その他の者について面接指導等を実施する場合における事業場で定める必要な措置の実施に関する基準の策定に関すること。
- ⑤ 事業場における長時間労働による健康障害防止対策の労働者への周知に関すること。

イ 事業者は、アの(ア)の①及び②の面接指導等を実施するに当たっては、その実施方法及び実施体制に関する事項に、

- ① 労働者が自己の労働時間数を確認できる仕組みの整備
 - ② 申出を行う際の様式の作成
 - ③ 申出を行う窓口の設定
- 等を含め必要な措置を講じるとともに、労働者が申出を行いやすくする観点に立ってその周知徹底を図るものとする。

ウ 望ましい対応

事業場が常時50人未満の労働者を使用するものである場合には、ア及びイの措置の実施は平成20年4月1日以降となっているが、事業者は、それ以前であっても、過重労働による健康障害防止の観点から、地域産業保健センターを活用しつつ、可能な限り、必要な労働者に対する面接指導等を実施することが望ましいものとする。

なお、当該事業場においてイの手続等の整

備を行う場合には、事業者は、衛生委員会等に代えて、労働安全衛生規則第23条の2に基づき設けた関係労働者の意見を聴くための機会を利用することが望ましいものとする。

(3) 過重労働による業務上の疾病を発生させた場合の措置

事業者は、過重労働による業務上の疾病を発生させた場合には、産業医等の助言を受け、又は必要に応じて労働衛生コンサルタントの活用を図りながら、次により原因の究明及び再発防止の徹底を図るものとする。

ア 原因の究明

労働時間の適正管理、労働時間及び勤務の不規則性、拘束時間の状況、出張業務の状況、交替制勤務・深夜勤務の状況、作業環境の状況、精神的緊張を伴う勤務の状況、健康診断及び面接指導等の結果等について、多角的に原因の究明を行うこと。

イ 再発防止

上記アの結果に基づき、衛生委員会等の調査審議を踏まえ、上記2から5の(2)までの措置に則った再発防止対策を樹立し、その対策を適切に実施すること。



メンタルヘルスケア指針

基発第0331001号

平成18年3月31日

都道府県労働基準局長殿

厚生労働省労働基準局長

労働者の心の健康の保持増進のための指針について

近年、労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が6割を超える状況にある。また、精神障害等に係る労災補償状況をみると、請求件数、認定件数とも近年、増加傾向にある。このような中で、心の健康問題が労働者、その家族、事業場及び社会に与える影響は、今日、ますます大きくなっており、事業場において、より積極的に心の健康の保持増

進を図ることは、非常に重要な課題となっている。

このため、平成12年8月9日付け基発第522号の2「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針の策定について」（以下「旧指針」という。[2000年10月号34頁参照]に基づき所用の対策を推進してきたところであるが、今般、事業場におけるメンタルヘルス対策の適切かつ有効な実施をさらに推進するため、旧指針を踏まえつつ見直しを行い、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の2第1項の規定に基づき、同法第69条第1項の措置の適切かつ有効な実子を図るための指針として、事業場において事業者が講ずるように努めべき労働者の心の健康の保持増進のための措置（以下「メンタルヘルスケア」という。）の原則的な実施方法について、新たに「労働者の心の健康の保持増進のための指針公示第3号」として官報公示したところである。

については、各局においては、今回の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の改正により衛生委員会等における付議事項としてメンタルヘ

ルス対策に関することが明記されたことにも留意の上、関係事業者等に対して、本指針の周知徹底を図り、事業場におけるメンタルヘルス対策のなお一層の推進に努められたい。

また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、各種委託事業を実施することとしており、これらの事業の活用促進についても配慮されたい。

なお、旧指針は廃止する。

おって、関係団体にに対し、別添2〔省略〕のとおり要請を行ったので了知されたい。

(別紙1)

労働者の心の健康の保持 増進のための指針

1 趣旨

労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が6割を超える状況にある。また、精神障害等に係る労災補償状況をみると、請求件数、認定件数とも近年、増加傾向にある。このような中で、心の健康問題が労働者、その家族、事業場及び社会に与える影響は、今日、ますます大きくなっている。事業場において、より積極的に心の健康の保持増進を図ることは、労働者とその家族の幸せを確保するとともに、我が国社会の健全な発展という観点からも、非常に重要な課題となっている。

本指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の2第1項の規定に基づき、同法第69条第1項の措置の適切かつ有効な実施を図るための指針として、事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置（以下「メンタルヘルスクエア」という。）が適切かつ有効に実施されるよう、メンタルヘルスクエアの原則的な実施方法について定めるものである。

事業者は、本指針に基づき、各事業場の実態に即した形で、メンタルヘルスクエアの実施に積極的に取り組むことが望ましい。

2 メンタルヘルスクエアの基本的考え方

ストレスの原因となる要因（以下「ストレス要因」という。）は、仕事、職業生活、家庭、地域等に存在している。心の健康づくりは、労働者自身が、ストレスに気づき、これに対処すること（セルフケア）の必要性を認識することが重要である。

しかし、職場に存在するストレス要因は、労働者自身の力だけでは取り除くことができないものもあることから、労働者の心の健康づくりを推進していくためには、事業者によるメンタルヘルスクエアの積極的推進が重要であり、労働の場における組織的かつ計画的な対策の実施は、大きな役割を果たすものである。

このため、事業者は、以下に定めるところにより、自らが事業場におけるメンタルヘルスクエアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）において十分調査審議を行い、メンタルヘルスクエアに関する事業場の現状とその問題点を明確にするとともに、その問題点を解決する具体的な実施事項等についての基本的な計画（以下「心の健康づくり計画」という。）を策定し、実施する必要がある。また、心の健康づくり計画の実施に当たっては、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」の4つのメンタルヘルスクエアが継続的かつ計画的に行われるよう、教育研修・情報提供を行うとともに、4つのケアを効果的に推進し、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、職場復帰のための支援等が円滑に行われるようにする必要がある。

また、事業者は、メンタルヘルスクエアを推進するに当たって、次の事項に留意することが重要である。

① 心の健康問題の特性

心の健康については、客観的な測定方法が十分確立しておらず、その評価は容易ではなく、さらに、心の健康問題の発生過程には個人差が大きく、そのプロセスの把握が難しい。また、心の健康は、すべての労働者に関わることであり、すべての労働者が心の問題を抱える可能性があるにもかかわらず、心の健康問題を抱える労働者に対して、

健康問題以外の観点から評価が行われる傾向が強いという問題や、心の健康問題自体についての誤解や偏見等解決すべき問題が存在している。

② 労働者の個人情報の保護への配慮

メンタルヘルスケアを進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報の保護及び労働者の意思の尊重に留意することが重要である。

心の健康に関する情報の収集及び利用に当たっては、労働者の個人情報の保護への配慮は、労働者が安心してメンタルヘルスケアに参加できること、ひいてはメンタルヘルスケアがより効果的に推進されるための条件である。

③ 人事労務管理との関係

労働者の心の健康は、体の健康に比較し、職場配置、人事異動、職場の組織等の人事労務管理と密接に関係する要因によって、より大きな影響を受ける。メンタルヘルスケアは、人事労務管理と連携しなければ、適切に進まない場合が多い。

④ 家庭・個人生活等の職場以外の問題

心の健康問題は、職場のストレス要因のみならず家庭・個人生活等の職場外のストレス要因の影響を受けている場合も多い。また、個人の要因等も心の健康問題に影響を与え、これらは複雑に関係し、相互に影響し合う場合が多い。

3 衛生委員会等における調査審議

メンタルヘルスケアの推進に当たっては、事業者が労働者等の意見を聴きつつ事業場の実態に即した取組を行うことが必要である。また、心の健康問題に適切に対処するためには、産業医等の助言を求めることも必要である。

このためにも、労使、産業医、衛生管理者等で構成される衛生委員会等を活用することが効果的である。労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第22条において、衛生委員会の付議事項として「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事」が規定されており、4に掲げる心の健康づくり計画の策定はも

とより、その実施体制の整備等の具体的な実施方針や個人情報の保護に関する規程等の策定等に当たっては、衛生委員会等において十分調査審議を行うことが必要である。

なお、衛生委員会等の設置義務のない小規模事業場においても、4に掲げる心の健康づくり計画の策定やその実施に当たっては、労働者の意見が反映されるようにすることが必要である。

4 心の健康づくり計画

メンタルヘルスケアは、中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行われるようにすることが重要であり、また、その推進に当たっては、事業者が労働者の意見を聴きつつ事業場の実態に即した取組を行うことが必要である。このため、事業者は、3に掲げるとおり衛生委員会等において十分調査審議を行い、心の健康づくり計画を策定することが必要である。心の健康づくり計画は、各事業場における労働安全衛生に関する計画の中に位置付けることが望ましい。

メンタルヘルスケアを効果的に推進するためには、心の健康づくり計画の中で、事業者自らが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、その実施体制を確立する必要がある。心の健康づくり計画の実施においては、実施状況等を適切に評価し、評価結果に基づき必要な改善を行うことにより、メンタルヘルスケアの一層の充実・向上に努めることが望ましい。心の健康づくり計画で定めるべき事項は次に掲げるとおりである。

- ① 事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関する事。
- ② 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関する事。
- ③ 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関する事。
- ④ メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関する事。
- ⑤ 労働者の健康情報の保護に関する事。
- ⑥ 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する事。

- ⑦ その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること。

5 4つのメンタルヘルスクエアの推進

メンタルヘルスクエアは、労働者自身がストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減するあるいはこれに対処する「セルフケア」、労働者と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境等の改善や労働者に対する相談対応を行う「ラインによるケア」、事業場内の産業医等事業場内産業保健スタッフ等が、事業場の心の健康づくり対策の提言を行うとともに、その推進を担い、また、労働者及び管理監督者を支援する「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び事業場外の機関及び専門家を活用し、その支援を受ける「事業場外資源によるケア」の4つのケアが継続的かつ計画的に行われることが重要である。

(1) セルフケア

心の健康づくりを推進するためには、労働者自身がストレスに気づき、これに対処するための知識、方法を身につけ、それを実施することが重要である。ストレスに気づくためには、労働者がストレス要因に対するストレス反応や心の健康について理解するとともに、自らのストレスや心の健康状態について正しく認識できるようにする必要がある。

このため、事業者は、労働者に対して、6(1)アに掲げるセルフケアに関する教育研修、情報提供を行い、心の健康に関する理解の普及を図るものとする。また、6(3)に掲げるところにより相談体制の整備を図り、労働者自身が管理監督者や事業場内産業保健スタッフ等に自発的に相談しやすい環境を整えるものとする。ストレスへの気づきのために、6(3)アに掲げるセルフチェックを行う機会を提供することも効果的である。

また、管理監督者にとってもセルフケアは重要であり、事業者は、セルフケアの対象者として管理監督者も含めるものとする。

(2) ラインによるケア

管理監督者は、部下である労働者の状況を日

常的に把握しており、また、個々の職場における具体的なストレス要因を把握し、その改善を図ることができる立場にあることから、6(2)に掲げる職場環境等の把握と改善、6(3)に掲げる労働者からの相談対応を行うことが必要である。

このため、事業者は、管理監督者に対して、6(1)イに掲げるラインによるケアに関する教育研修、情報提供を行うものとする。

なお、業務を一時的なプロジェクト体制で実施する等、通常ラインによるケアが困難な業務形態にある場合には、実務において指揮命令系統の上位にいる者等によりケアが行われる体制を整えるなど、ラインによるケアと同等のケアが確実に実施されるようにするものとする。

(3) 事業場内産業保健スタッフ等によるケア

事業場内産業保健スタッフ等は、セルフケア及びラインによるケアが効果的に実施されるよう、労働者及び管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルスクエアの実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業場外資源とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たすものである。

このため、事業者は、事業場内産業保健スタッフ等によるケアに関して、次の措置を講じるものとする。

- ① 6(1)ウに掲げる職務に応じた専門的な事項を含む教育研修、知識修得等の機会の提供を図ること。
- ② メンタルヘルスクエアに関する方針を明示し、実施すべき事項を委嘱又は指示すること。
- ③ 6(3)に掲げる事業場内産業保健スタッフ等が労働者の自発的相談等を受けることができる制度及び体制を、それぞれの事業場内の実態に応じて整えること。
- ④ 産業医等の助言、指導等を得ながら事業場のメンタルヘルスクエアの推進の実務を担当する事業場内メンタルヘルス推進担当者を、事業場内産業保健スタッフ等の中から選任するよう努めること。事業場内メンタルヘルス推進担当者と

しては、衛生管理者等や常勤の保健師等から選任することが望ましいこと。なお、事業場の実情によっては、人事労務管理スタッフから選任することも考えられること。

- ⑤ 一定規模以上の事業場にあつては、事業場内に又は企業内に、心の健康づくり専門スタッフや保健師等を確保し、活用することが望ましいこと。

なお、事業者は心の健康問題を有する労働者に対する就業上の配慮について、事業場内産業保健スタッフ等に意見を求め、また、これを尊重するものとする。

メンタルヘルスケアに関するそれぞれの事業場内産業保健スタッフ等の役割は、主として以下のとおりである。

ア 産業医等

産業医等は、職場環境等の改善、健康教育・健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置のうち、医学的専門知識を必要とするものを行うという面から、事業場の心の健康づくり計画の策定に助言、指導等を行い、これに基づく対策の実施状況を把握する。また、専門的な立場から、セルフケア及びラインによるケアを支援し、教育研修の企画及び実施、情報の収集及び提供、助言及び指導等を行う。就業上の配慮が必要な場合には、事業者に必要な意見を述べる。専門的な相談・対応が必要な事例については、事業場外資源との連絡調整に、専門的な立場から関わる。さらに、長時間労働者等に対する面接指導等の実施やメンタルヘルスに関する個人の健康情報の保護についても中心的役割を果たす。

イ 衛生管理者等

衛生管理者等は、心の健康づくり計画に基づき、産業医等の助言、指導等を踏まえて、具体的な教育研修の企画及び実施、職場環境等の評価と改善、心の健康に関する相談ができる雰囲気や体制づくりを行う。またセルフケア及びラインによるケアを支援し、その実施状況を把握するとともに、産業医等と連携しながら事業場外資源との連絡調整に当たることが効果的である。

ウ 保健師等

衛生管理者以外の保健師等は、産業医等及び

衛生管理者等と協力しながら、セルフケア及びラインによるケアを支援し、教育研修の企画・実施、職場環境等の評価と改善、労働者及び管理監督者からの相談対応、保健指導等に当たる。

エ 心の健康づくり専門スタッフ

事業場内に心の健康づくり専門スタッフがいる場合には、事業場内産業保健スタッフと協力しながら、教育研修の企画・実施、職場環境等の評価と改善、労働者及び管理監督者からの専門的な相談対応等に当たるとともに、当該スタッフの専門によっては、事業者への専門的立場からの助言等を行うことも有効である。

オ 人事労務管理スタッフ

人事労務管理スタッフは、管理監督者だけでは解決できない職場配置、人事異動、職場の組織等の人事労務管理が心の健康に及ぼしている具体的な影響を把握し、労働時間等の労働条件の改善及び適正配置に配慮する。

(4) 事業場外資源によるケア

メンタルヘルスケアを行う上では、事業場が抱える問題や求めるサービスに応じて、メンタルヘルスケアに関し専門的な知識を有する各種の事業場外資源の支援を活用することが有効である。また、労働者が相談内容等を事業場に知られることを望まないような場合にも、事業場外資源を活用することが効果的である。

事業場外資源の活用にあたっては、これに依存することにより事業者がメンタルヘルスケアの推進について主体性を失わないよう留意すべきである。このため、事業者は、メンタルヘルスケアに関する専門的な知識、情報等が必要な場合は、事業場内産業保健スタッフ等が窓口となって、適切な事業場外資源から必要な情報提供や助言を受けるなど円滑な連携を図るよう努めるものとする。また、必要に応じて労働者を速やかに事業場外の医療機関及び地域保健機関に紹介するためのネットワークを日頃から形成しておくものとする。

特に、小規模事業場においては、8に掲げるとおり、必要に応じて地域産業保健センター等の事業場外資源を活用することが有効である。

6 メンタルヘルスクエアの具体的進め方

メンタルヘルスクエアは、5に掲げる4つのケアを継続的かつ計画的に実施することが基本であるが、具体的な推進に当たっては、事業場内の関係者が相互に連携し、以下の取組を積極的に推進することが効果的である。

(1) メンタルヘルスクエアを推進するための教育研修・情報提供

事業者は、4つのケアが適切に実施されるよう、以下に掲げるところにより、それぞれの職務に応じ、メンタルヘルスクエアの推進に関する教育研修・情報提供を行うよう努めるものとする。この際には、必要に応じて事業場外資源が実施する研修等への参加についても配慮するものとする。

なお、労働者や管理監督者に対する教育研修を円滑に実施するため、事業場内に教育研修担当者を計画的に育成することも有効である。

ア 労働者への教育研修・情報提供

事業者は、セルフケアを促進するため、管理監督者を含む全ての労働者に対して、次に掲げる項目等を内容とする教育研修、情報提供を行うものとする。

- ① メンタルヘルスクエアに関する事業場の方針
- ② ストレス及びメンタルヘルスクエアに関する基礎知識
- ③ セルフケアの重要性及び心の健康問題に対する正しい態度
- ④ ストレスへの気づき方
- ⑤ ストレスの予防、軽減及びストレスへの対処の方法
- ⑥ 自発的な相談の有用性
- ⑦ 事業場内の相談先及び事業場外資源に関する情報

イ 管理監督者への教育研修・情報提供

事業者は、ラインによるケアを促進するため、管理監督者に対して、次に掲げる項目等を内容とする教育研修、情報提供を行うものとする。

- ① メンタルヘルスクエアに関する事業場の方針
- ② 職場でメンタルヘルスクエアを行う意義
- ③ ストレス及びメンタルヘルスクエアに関する基礎

知識

- ④ 管理監督者の役割及び心の健康問題に対する正しい態度
- ⑤ 職場環境等の評価及び改善の方法
- ⑥ 労働者からの相談対応(話の聴き方、情報提供及び助言の方法等)
- ⑦ 心の健康問題により休業した者の職場復帰への支援の方法
- ⑧ 事業場内産業保健スタッフ等との連携及びこれを通じた事業場外資源との連携の方法
- ⑨ セルフケアの方法
- ⑩ 事業場内の相談先及び事業場外資源に関する情報
- ⑪ 健康情報を含む労働者の個人情報等の保護等

ウ 事業場内産業保健スタッフ等への教育研修・情報提供

事業者は、事業場内産業保健スタッフ等によるケアを促進するため、事業場内産業保健スタッフ等に対して、次に掲げる項目等を内容とする教育研修、情報提供を行うものとする。

また、産業医、衛生管理者、事業場内メンタルヘルス推進担当者、保健師等、各事業場内産業保健スタッフ等の職務に応じて専門的な事項を含む教育研修、知識修得等の機会の提供を図るものとする。

- ① メンタルヘルスクエアに関する事業場の方針
- ② 職場でメンタルヘルスクエアを行う意義
- ③ ストレス及びメンタルヘルスクエアに関する基礎知識
- ④ 事業場内産業保健スタッフ等の役割及び心の健康問題に対する正しい態度
- ⑤ 職場環境等の評価及び改善の方法
- ⑥ 労働者からの相談対応(話の聴き方、情報提供及び助言の方法等)
- ⑦ 職場復帰及び職場適応の支援、指導の方法
- ⑧ 事業場外資源との連携(ネットワークの形成)の方法
- ⑨ 教育研修の方法
- ⑩ 事業場外資源の紹介及び利用勧奨の方法
- ⑪ 事業場の心の健康づくり計画及び体制づくりの方法

- ⑫ セルフケアの方法
- ⑬ ラインによるケアの方法
- ⑭ 事業場内の相談先及び事業場外資源に関する情報
- ⑮ 健康情報を含む労働者の個人情報等の保護等

(2) 職場環境等の把握と改善

労働者の心の健康には、作業環境、作業方法、労働者の心身の疲労の回復を図るための施設及び設備等、職場生活で必要となる施設及び設備等、労働時間、仕事の量と質、セクシュアルハラスメント等職場内のハラスメントを含む職場の人間関係、職場の組織及び人事労務管理体制、職場の文化や風土等の職場環境等が影響を与えるものであり、職場レイアウト、作業方法、コミュニケーション、職場組織の改善などを通じた職場環境等の改善は、労働者の心の健康の保持増進に効果的であるとされている。このため、事業者は、メンタルヘルス不調の未然防止を図る観点から職場環境等の改善に積極的に取り組むものとする。また、事業者は、衛生委員会等における調査審議や策定した心の健康づくり計画を踏まえ、管理監督者や事業場内産業保健スタッフ等に対し、職場環境等の把握と改善の活動を行いやすい環境を整備するなどの支援を行うものとする。

ア 職場環境等の評価と問題点の把握

職場環境等を改善するためには、まず、職場環境等を評価し、問題点を把握することが必要である。

このため、事業者は、管理監督者による日常の職場管理や労働者からの意見聴取の結果を通じ、また、事業場内産業保健スタッフ等による職業性ストレス簡易調査票などストレスに関する調査票等を用いた職場環境等の評価結果等を活用して、職場環境等の具体的問題点を把握するものとする。

特に、事業場内産業保健スタッフ等は中心的役割を果たすものであり、職場巡視による観察、労働者及び管理監督者からの聞き取り調査、ストレスに関する調査票による調査等により、定期的又は必要に応じて、職場内のストレス要因を把握し、評価するものとする。職場環境等を評価するに当たつ

て、職場環境等に関するチェックリスト等を用いることによって、人間関係、職場組織等を含めた評価を行うことも望ましい。

イ 職場環境等の改善

事業者は、アにより職場環境等を評価し、問題点を把握した上で、職場環境のみならず勤務形態や職場組織の見直し等の様々な観点から職場環境等の改善を行うものとする。具体的には、事業場内産業保健スタッフ等は、職場環境等の評価結果に基づき、管理監督者に対してその改善を助言するとともに、管理監督者と協力しながらその改善を図り、また、管理監督者は、労働者の労働の状況を日常的に把握し、個々の労働者に過度な長時間労働、過重な疲労、心理的負荷、責任等が生じないようにする等、労働者の能力、適性及び職務内容に合わせた配慮を行うことが重要である。

また、事業者は、その改善の効果を定期的に評価し、効果が不十分な場合には取組方法を見直す等、対策がより効果的なものになるように継続的な取組に努めるものとする。これらの改善を行う際には、必要に応じて、事業場外資源の助言及び支援を求めることが望ましい。

なお、職場環境等の改善に当たっては、労働者の意見を踏まえる必要があり、労働者が参加して行う職場環境等の改善手法等を活用することも有効である。

(3) メンタルヘルス不調への気づきと対応

メンタルヘルスケアにおいては、ストレス要因の除去又は軽減や労働者のストレス対処などの予防策が重要であるが、これらの措置を実施したにもかかわらず、万一、メンタルヘルス不調に陥る労働者が発生した場合は、その早期発見と適切な対応を図る必要がある。

このため、事業者は、個人情報の保護に十分留意しつつ、労働者、管理監督者、家族等からの相談に対して適切に対応できる体制を整備するものとする。さらに、相談等により把握した情報を基に、労働者に対して必要な配慮を行うこと、必要に応じて産業医や事業場外の医療機関につないでいくことができるネットワークを整備するよう努めるものとする。

ア 労働者による自発的な相談とセルフチェック

事業者は、労働者によるメンタルヘルス不調への気づきを促進するため、事業場の実態に応じて、その内部に相談に応ずる体制を整備する、事業場外の相談機関の活用を図る等、労働者が自ら相談を受けられるよう必要な環境整備を行うものとする。

また、ストレスへの気づきのために、ストレスに関する調査票や情報端末機器等を活用し、随時、セルフチェックを行うことができる機会を提供することも効果的である。

イ 管理監督者、事業場内産業保健スタッフ等による相談対応等

管理監督者は、日常的に、労働者からの自発的な相談に対応するよう努める必要がある。特に、長時間労働等により疲労の蓄積が認められる労働者、強度の心理的負荷を伴う出来事を経験した労働者、その他特に個別の配慮が必要と思われる労働者から、話を聞き、適切な情報を提供し、必要に応じ事業場内産業保健スタッフ等や事業場外資源への相談や受診を促すよう努めるものとする。

事業場内産業保健スタッフ等は、管理監督者と協力し、労働者の気づきを促して、保健指導、健康相談等を行うとともに、相談等により把握した情報を基に、必要に応じて事業場外の医療機関への相談や受診を促すものとする。また、事業場内産業保健スタッフ等は、管理監督者に対する相談対応、メンタルヘルスクエアについても留意する必要がある。

なお、心身両面にわたる健康保持増進対策（THP）を推進している事業場においては、心理相談を通じて、心の健康に対する労働者の気づきと対処を支援することが重要である。また、運動指導、保健指導等のTHPにおけるその他の指導においても、積極的にストレスや心の健康問題を取り上げることが効果的である。

ウ 労働者個人のメンタルヘルス不調を把握する際の留意点

事業場内産業保健スタッフ等が労働者個人のメンタルヘルス不調を把握し、本人に対してその結果を提供するとともに、事業者は必要な情報の提供を受けてその状況に対応した必要な配慮を行うことも重要である。

ただし、ストレスチェック等を実施し、保健指導等を行うためにその結果を事業者が入手する場合には、7(1)に掲げる労働者本人の同意の上で実施することが必要である。これに加えて、ストレスチェック等を利用して労働者個人のメンタルヘルス不調を早期発見しようとする場合には、質問票等に加えて専門的知識を有する者による面談を実施するなど適切な評価ができる方法によること、事後措置の内容の判断には医師の指導の下、問題を抱える者に対して事業場において事後措置を適切に実施できる体制が存在していること等を前提として実施することが重要である。また、事業者が必要な配慮を行う際には、事業者は、ストレスチェック等により得られた情報を、労働者に対する健康確保上の配慮を行うためにのみ利用し、不適切な利用によって労働者に不利益を生じないように労働者の個人情報の保護について特に留意することが必要である。

また、労働安全衛生法に基づく健康診断や一定時間を超える長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等により、労働者のメンタルヘルス不調が認められた場合における、事業場内産業保健スタッフ等のとるべき対応についてあらかじめ明確にしておくことが必要である。

エ 労働者の家族による気づきや支援の促進

労働者に日常的に接している家族は、労働者がメンタルヘルス不調に陥った際に最初に気づくことが少なくない。また、治療勧奨、休業中、職場復帰時及び職場復帰後のサポートなど、メンタルヘルスクエアに大きな役割を果たす。

このため、事業者は、労働者の家族に対して、ストレスやメンタルヘルスクエアに関する基礎知識、事業場のメンタルヘルス相談窓口等の情報を社内報や健康保険組合の広報誌等を通じて提供することが望ましい。また、事業者は、事業場に対して家族から労働者に関する相談があった際には、事業場内産業保健スタッフ等が窓口となって対応する体制を整備するとともに、これを労働者やその家族に周知することが望ましい。

(4) 職場復帰における支援

メンタルヘルス不調により休業した労働者が円滑に職場復帰し、就業を継続できるようにするため、事業者は、その労働者に対する支援として、次に掲げる事項を適切に行うものとする。

- ① 衛生委員会等において調査審議し、産業医等の助言を受けながら職場復帰支援プログラムを策定すること。職場復帰支援プログラムにおいては、休業の開始から通常業務への復帰に至るまでの一連の標準的な流れを明らかにするとともに、それに対応する職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等について定めること。
- ② 職場復帰支援プログラムの実施に関する体制や規程の整備を行い、労働者に周知を図ること。
- ③ 職場復帰支援プログラムの実施について、組織的かつ計画的に取り組むこと。
- ④ 労働者の個人情報の保護に十分留意しながら、事業場内産業保健スタッフ等を中心に労働者、管理監督者がお互いに十分な理解と協力を行うとともに、労働者の主治医との連携を図りつつ取り組むこと。

なお、職場復帰支援における専門的な助言や指導を必要とする場合には、それぞれの役割に応じた事業場外資源を活用することも有効である。

7 メンタルヘルスに関する個人情報の保護への配慮

メンタルヘルスケアを進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報の保護に配慮することが極めて重要である。メンタルヘルスに関する労働者の個人情報は、健康情報を含むものであり、その取得、保管、利用等において特に適切に保護しなければならないが、その一方で、メンタルヘルス不調の労働者への対応に当たっては、労働者の上司や同僚の理解と協力のため、当該情報を適切に活用することが必要となる場合もある。

健康情報を含む労働者の個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関連する指針等が定められており、個人情報を事業の用に供する個人情報取扱事業者に対して、個人情報の利用目的の公表や通知、目的外の取扱いの制限、安全管理措置、第

三者提供の制限などを義務づけている。また、個人情報取扱事業者以外の事業者であって健康情報を取り扱う者は、健康情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保すべきものであることに十分留意し、その適正な取扱いの確保に努めることとされている。

事業者は、これらの法令等を遵守し、労働者の健康情報の適正な取扱いを図るものとする。

(1) 労働者の同意

メンタルヘルスケアを推進するに当たって、労働者の個人情報を主治医等の医療職や家族から取得する際には、事業者はあらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。

また、健康情報を含む労働者の個人情報を医療機関等の第三者へ提供する場合も、原則として本人の同意が必要である。ただし、労働者の生命や健康の保護のために緊急かつ重要であると判断される場合は、本人の同意を得ることに努めたいと、必要な範囲で積極的に利用すべき場合もあることに留意が必要である。その際、産業医等を選任している事業場においては、その判断について相談することが適当である。

なお、これらの個人情報の取得又は提供の際には、なるべく本人を介して行うこと及び本人の同意を得るに当たっては個別に明示の同意を得ることが望ましい。

(2) 事業場内産業保健スタッフによる情報の加工

事業場内産業保健スタッフは、労働者本人や管理監督者からの相談対応の際などメンタルヘルスに関する労働者の個人情報が集まることとなるため、次に掲げるところにより、個人情報の取扱いについて特に留意する必要がある。

- ① 産業医等が、相談窓口や面接指導等により知り得た健康情報を含む労働者の個人情報を事業者等に提供する場合には、提供する情報の範囲と提供先を必要最小限とすること。その一方で、産業医等は、当該労働者の健康を確保する

ための就業上の措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるように、集約・整理・解釈するなど適切に加工した上で提供すること。

- ② 事業者は、メンタルヘルスに関する労働者の個人情報を取り扱う際に、診断名や検査値等の生データの取扱いについては、産業医や保健師等に行わせることが望ましいこと。特に、誤解や偏見を生じるおそれのある精神障害を示す病名に関する情報は、慎重に取り扱うことが必要であること。

(3) 健康情報の取扱いに関する事業場内における取り決め

健康情報の保護に関して、医師や保健師等については、法令で守秘義務が課されており、また、労働安全衛生法では、健康診断又は面接指導の実施に関する事務を取り扱う者に対する守秘義務を課している。しかしながら、メンタルヘルスクエアの実施においては、これら法令で守秘義務が課される者以外の者が健康診断又は面接指導の実施以外の機会に健康情報を含む労働者の個人情報を取り扱うこともあることから、事業者は、衛生委員会等での審議を踏まえ、これらの個人情報を取り扱う者及びその権限、取り扱う情報の範囲、個人情報管理責任者の選任、事業場内産業保健スタッフによる生データの加工、個人情報を取り扱う者の守秘義務等について、あらかじめ事業場内の規程等により取り決めることが望ましい。

さらに、事業者は、これら個人情報を取り扱うすべての者を対象に当該規程等を周知するとともに、健康情報を慎重に取り扱うことの重要性や望ましい取扱い方法についての教育を実施することが望ましい。

8 小規模事業場におけるメンタルヘルスクエアの取組の留意事項

常時使用する労働者が50人未満の小規模事業場では、メンタルヘルスクエアを推進するに当たって、必要な事業場内産業保健スタッフが確保できない場合が多い。このような事業場では、事業者は、衛生推進者又は安全衛生推進者を事業場内

メンタルヘルス推進担当者として選任するとともに、地域産業保健センター等の事業場外資源の提供する支援等を積極的に活用し取り組むことが望ましい。また、メンタルヘルスクエアの実施に当たっては、事業者はメンタルヘルスクエアを積極的に実施することを表明し、セルフケア、ラインによるケアを中心として、実施可能なところから着実に取組を進めることが望ましい。

9 定義

本指針において、以下に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

① ライン

日常的に労働者と接する、職場の管理監督者（上司その他労働者を指揮命令する者）をいう。

② 産業医等

産業医その他労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師をいう。

③ 衛生管理者等

衛生管理者、衛生推進者及び安全衛生推進者をいう。

④ 事業場内産業保健スタッフ

産業医等、衛生管理者等及び事業場内の保健師等をいう。

⑤ 心の健康づくり専門スタッフ

精神科・心療内科等の医師、心理職等をいう。

⑥ 事業場内産業保健スタッフ等

事業場内産業保健スタッフ及び事業場内の心の健康づくり専門スタッフ、人事労務管理スタッフ等をいう。

⑦ 事業場外資源

事業場外でメンタルヘルスクエアへの支援を行う機関及び専門家をいう。

⑧ メンタルヘルス不調

精神および行動の障害に分類される精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活および生活の質に影響を与える可能性のある精神的および行動上の問題を幅広く含むものをいう。



基発第0331004号
平成18年3月31日
都道府県労働基準局長殿
厚生労働省労働基準局長

自社の労働者以外の者を衛生管理者等に選任することについて

衛生管理者又は衛生推進者（以下「衛生管理者等」という。）については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第7条第1項第2号及び第12条の3の規定により、その事業場に専属の者を選任することとされ、昭和61年6月6日付け基発第333号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行について」においては、事業場の危険有害要因につき知悉している者を充てるべきであるとの趣旨から、派遣中の労働者はその事業場に「専属の者」には該当しないとされているところである。

ところで、各事業場の製造工程、作業方法など固有の危険有害要因を知悉していることは、衛生管理に関して適切な措置を講じる上で欠くことのできないことであるが、危険有害要因の少ない業種において講ずべき衛生管理に関しての措置は、事業場の特性に左右される余地がほとんどなく、事業場の特性まで熟知しない者であっても、適切に講じることが可能であるため、自社の労働者以外の者であっても、一定の要件を満たす場合は、衛生管理者等として選任しても差し支えないと考えられる。

このため、今般、下記のとおり自社の労働者以外の者を衛生管理者等として選任することができる場合を明らかにしたので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 自社の労働者以外の者を衛生管理者等と

して選任することができる場合

- 1 事業主は、次のすべての要件に該当する場合には、自社の労働者以外の者を衛生管理者として選任できるものであること。
 - (1) 事業場について、安衛則第7条第3号のロに掲げる業種の事業場であること。
 - (2) 衛生管理者として選任する者について、第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許若しくは衛生工学管理者免許を有する者又は安衛則第10条各号に掲げる者であること。
 - (3) 衛生管理者として選任する者に係る労働者派遣契約又は委任契約（以下単に「契約」という。）において、衛生管理着が職務を遂行しようとする事業場に専ら常駐し、かつ、その者が一定期間継続して職務に当たることが明らかにされていること。
- 2 事業者は、1により自社の労働者以外の者を衛生管理者として選任する場合には、次の事項に留意するものとすること。
 - (1) 衛生管理者として行わせる具体的業務及び必要な権限の付与並びに労働者の個人情報の保護に関する事項を契約において明記すること。
 - (2) 事業場の衛生に関する情報等衛生管理者の業務の遂行に必要な情報を、衛生管理者として選任する者に対して十分に提供すること。
 - (3) 衛生管理者の能力向上に努めること。
- 3 事業主は、1の(1)及び(3)の要件に該当する場合には、自社の労働者以外の者を衛生推進者として選任することができるものであること。

第2 昭和61年6月6日付け基発第333号通達の一部改正

昭和61年6月6日付け基発第333号通達の一部を次のように改正する。

記の5の(2)のイの(イ)のeを次のように改める。

安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等、元方安全衛生管理者及び一定の規模の又は一定の業務を含む事業場の産業医については、原則として、その事業場に「専属の

者」を選任しなければならないが、当該事業場の危険有害要因につき知悉した上で、安全衛生管理に関して適切な措置を講じることができる者を充てるべきであるとの趣旨から、派遣中の労働者はその事業場に「専属の者」には該当しないものであること。ただし、則第7条第3号のロに掲げる業種の事業場の衛生管理者及び衛生推進者については、危険有害要因が少なく、派遣中の労働者であっても衛生管理に関して適切な措置を講じることができる場合は、派遣中の労働者であってもその事業場に「専属の者」に該当するものであること。



基発第0331005号
平成18年3月31日

都道府県労働基準局長殿

厚生労働省労働基準局長

分社化に伴い分割された事業場 における安全管理者等の兼務に ついて

安全管理者等（安全管理者、衛生管理者並びに安全衛生推進者準び衛生推進者をいう。以下同じ。）については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第4条第1項第2号、第7条第1項第2号及び第12条の3第2号の規定により、事業場ごとに専属の者を選任することとされている。

一方、企業の分社化により、それまで一の事業場であったものが事業者を異にする二以上の事業場に分割されることがあるが、このような場合には、従来の安全衛生管理のシステムやノウハウが活用されるよう、安全管理者等の兼務を認めることが適当な場合がある。

このため、今般、分社化に伴い分割された複数の事業場の安全管理者等を兼務しても差し支えない場合の要件を下記のとおり定めたので、関係

者への周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

1 定義

この通達においては、ある事業者の意思決定機関（株主総会その他財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。以下同じ。）を支配している事業者がある場合に、その支配している事業者を「親事業者」といい、支配されている事業者を「子事業者」ということ。

なお、ある会社が、商法（明治32年法律第48号）第211条ノ2に規定する子会社（以下「子会社」という。）及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第1条の2第4項に規定する連結子会社を有する場合における当該会社は、「親事業者」に該当するものであること。

2 要件

親事業者の事業場の安全管理者等（専任の安全管理者又は衛生管理者を含む。）が子事業者の事業場の安全管理者等を兼ねる場合には、次の要件のいずれにも該当するときは、それぞれ、事業場に専属の者を選任しているものと認められるものであること。

- (1) 子事業者の事業場が、親事業者の分社化に伴い、親事業者の事業場の一部が分割されたものであること。
- (2) 親事業者の事業場と子事業者の事業場が同一敷地内にある、又は敷地が隣接していること。
- (3) 安全衛生に関する協議組織が設置される等、分社化後も引き続き安全衛生管理が相互に密接に関連して行われていること。
- (4) 親事業者の事業場における事業の内容と子事業者の事業場における事業の内容が、分社化前の事業場における事業の内容と比較して著しい変化がないこと。

3 留意事項

- (1) 上記2により親事業者の事業場の安全管理

者等が子事業者の事業場の安全管理者等を兼ねることを認められた後、それぞれの事業場において別の安全管理者等を選任するに至った後は、再び上記2による兼務を行うことは認められないものであること。

- (2) 親事業者及び子事業者は、安全管理者等としての業務の遂行に必要な情報提供を十分に行うこと。なお、安全管理者又は衛生管理者については、労働安全衛生規則上安全又は衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならないこととされていることに留意すること。

- (3) 親事業者及び子事業者は、兼務を行う安全管理者等が安全衛生管理の対象とする労働者数について労働安全衛生規則の規定に適合するよう留意するとともに、安全衛生管理の対象とする事業場の数をその職務の遂行に支障を生じない範囲内とすること。

- (4) 親事業者の事業場における安全管理者が子事業者の事業場の衛生管理者又は衛生推進者を兼ねること及び親事業者の事業場における衛生管理者が子事業者の事業場の安全管理者を兼ねることは認められないものであること。

(参考)

		子事業者			
		安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	衛生推進者
親事業者	安全管理者	○	×	○	×
	衛生管理者	×	○	○	○
	安全衛生推進者	○	○	○	○
	衛生推進者	×	○	○	○

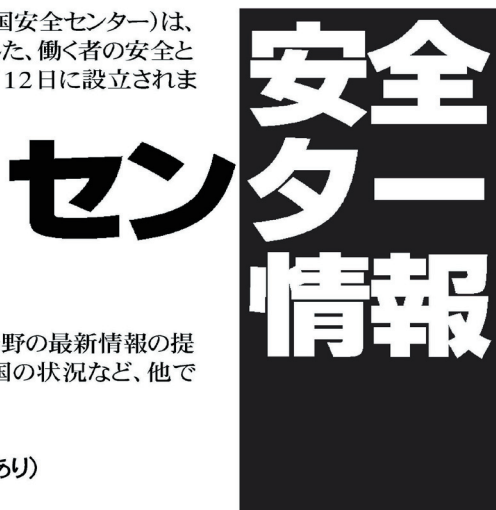
○は兼任可能な組合せ、×は兼任できない組合せを示す。

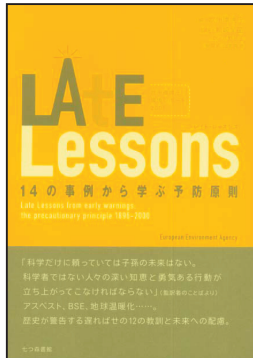
全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病)センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労災認定・補償問題等々での相談、③「労働安全衛生学校」の開催や講師の派遣など学習会・トレーニングへの協力、④働く者の立場で調査・研究・政策提言、⑤世界の労働安全衛生団体との交流などさまざまな取り組みを行っています。

「安全センター情報」は、運動・行政・研究等各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各国の状況など、他では得られない情報を満載しています。

- 購読会費:1部年額10,000円(複数割引あり)
- 見本誌を請求してください。





LATE LESSONS

14の事例から学ぶ予防原則

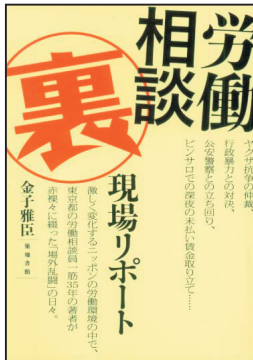
編 欧州環境庁/監訳 松崎早苗/訳 水野玲子、安間武、山室真澄

定価 2,800円+税

アスベスト、BSE、地球温暖化

発行 七つ森書館

……歴史が警告する遅ればせの 〒113-0033 東京都文京区本郷3-13-3 三富ビル
12の教訓と未来への配慮。 TEL (03) 3818-9311 URL <http://www.pen.co.jp>



労働相談裏 現場リポート

「本書で取り上げたエピソードが、それぞれの事情や特色をもって、ひとつひとつがドラマであったように、事件はそれぞれの顔を持っている。

著 金子雅臣

定価 2,000円+税

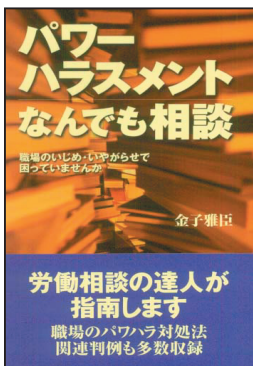
機械的、画一的処理を目的とすることは個別的

労使紛争の解決にはなじまない。

発行 築地書館

それぞれのケースの『顔』を見極め、ふさわ

しい解決を進めることは、制度を運用する 〒104-0045 東京都中央区築地7-4-4-201
人間たちの関わり方の問題になるのだ」 TEL (03) 3542-3731 FAX (03) 3541-5799



パワーハラスメント なんでも相談

- 第1章 仕事上のいじめ
- 第2章 “からかい”や“意地悪”
- 第3章 降格・配転・処分
- 第4章 退職と解雇
- 第5章 職場復帰をめぐる
- 第6章 会社の責任を追及したい
- 第7章 セクハラを受けて



著 金子雅臣

定価 1,800円+税

発行 日本評論社

〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4
TEL (03) 3987-8621 URL <http://www.nippyo.co.jp>

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL (03) 3636-3882/FAX (03) 3636-3881

E-mail joshrc@jca.apc.org HOMEPAGE <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

情報公開推進局ホームページ

<http://www.joshrc.org/~open/>

- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
E-mail center@toshc.org
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5
TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024
- 東京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内
TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663
- 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505
E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948
- 新潟 ● 財団法人 新潟県安全衛生センター
〒951-8065 新潟市東堀通2-481
E-mail KFR00474@nifty.ne.jp
TEL (025) 228-2127 / FAX (025) 228-2127
- 静岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8
TEL (0543) 66-6888 / FAX (0543) 66-6889
- 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1
E-mail roushokuken@be.to
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420
- 三重 ● 三重安全センター準備会
〒514-0003 津市桜橋3丁目444 ユニオンみえ内
E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059) 225-4088 / FAX (059) 225-4402
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビィス梅垣ビル1F
E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区区内本町1-2-13 ばんらいビル602
E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278
- 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付
E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp
TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762
- 兵庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協長洲支部
TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号
E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp
TEL (078) 251-1172 / FAX (078) 251-1172
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル
E-mail hirosshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内
TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内
E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒792-0003 新居浜市新田町1-8-15
E-mail npo eoshc@yahoo.co.jp
TEL (0897) 34-0900 / FAX (0897) 34-5667
- 愛媛 ● えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6
TEL (089) 931-8001 / FAX (089) 941-6079
- 高知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28
TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953
- 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック
E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp
TEL (096) 360-1991 / FAX (096) 368-6177
- 大分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階)
E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 503-9833
- 宮崎 ● 旧松尾鉦山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14
E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
TEL (0982) 53-9400 / FAX (0982) 53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒899-5215 始良郡加治木町本町403有明ビル2F
E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
TEL (0995) 63-1700 / FAX (0995) 63-1701
- 沖縄 ● 沖縄労働安全衛生センター
〒900-0036 那覇市西3-8-14
TEL (098) 866-8906 / FAX (098) 866-8955
- 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階
E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432
(オブザーバー)
- 福島 ● 福島県労働安全衛生センター
〒960-8132 福島市東浜町6-58 福島交通労組内

